

平成23年6月14日から  
平成23年6月15日まで

標 茶 町 議 会  
第 2 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録目次

### 第1号(6月14日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
一般質問	7
熊谷善行君	7
深見迪君	13
鈴木裕美君	25
黒沼俊幸君	32
本多耕平君	34
田中敏文君	40
長尾式宮君	43
川村多美男君	44
報告第6号 繰越明許費繰越計算書の調製について	48
報告第7号 建設改良費繰越計算書の調整について	50
報告第8号 専決処分した事件の承認について	51
議案第36号 標茶町第4期総合計画の基本構想の策定について	53
延会の宣告	60

### 第2号(6月15日)

開議の宣告	64
議案第37号 釧路市との定住自立圏形成に関する協定の締結について	64
議案第38号 工事委託契約の変更について	69
議案第39号 農業用施設取得の変更について	71
議案第40号 工事請負契約の締結について	72
議案第41号 工事請負契約の締結について	74
議案第42号 工事請負契約の締結について	76
議案第43号 工事請負契約の締結について	78
議案第44号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第45号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第46号 平成23年度標茶町一般会計補正予算	87
議案第47号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	87

議案第48号	平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	87
議員提案第2号	標茶町議会広報調査特別委員会の設置について	90
意見書案第6号	住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の 充実を求める意見書	92
意見書案第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書	93
意見書案第8号	2012年度国家予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と 負担率二分の一復元、就学保障充実など教育予算確保・拡充を求 める意見書	94
意見書案第9号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書	94
意見書案第10号	J R 不採用問題・雇用問題の早期解決に向けての意見書	95
	閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	96
	閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	96
	閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	96
	議員派遣について	96
	日程の追加	97
議案第46号	平成23年度標茶町一般会計補正予算	97
議案第47号	平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	97
議案第48号	平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 （議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会報告）	97
	閉議の宣告	98
	閉会の宣告	98

# 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成23年 6月14日（火曜日） 午前10時01分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 6 報告第 7号 建設改良費繰越計算書の調整について
- 第 7 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第36号 標茶町第4期総合計画の基本構想の策定について

### ○出席議員（14名）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君   | 2番 長尾 式宮 君  |
| 3番 菊地 誠道 君   | 4番 本多 耕平 君  |
| 5番 林 博 君     | 6番 黒沼 俊幸 君  |
| 7番 後藤 勲 君    | 8番 舘田 賢治 君  |
| 9番 鈴木 裕美 君   | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君  | 12番 深見 迪 君  |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長   | 森山 豊 君  |
| 総務課 長   | 玉手 美男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長   | 高橋 則義 君 |
| 管理課 長   | 後藤 英之 君 |
| 住民課 長   | 妹尾 昌之 君 |
| 農林課 長   | 牛崎 康人 君 |
| 建設課 長   | 井上 栄 君  |

平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

### ◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから、平成23年標茶町議会第2回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時01分開会)

### ◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、  
4番・本多君、 5番・林君、 6番・黒沼君  
を指名いたします。

### ◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2、会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から6月15日までの2日間といたしたいと思ます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、6月15日までの2日間と決定いたしました。

### ◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3、行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の四点について補足をいたします。

一点目は、平成23年度国民健康保険税についてであります。

平成23年度の国民健康保険税の取り扱いについてご報告いたします。

平成23年度国民健康保険税につきましては、確定申告に基づく基礎課税額から、一般

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

被保険者国民健康保険税を試算した結果、現行保険料一世帯当たり12万7,779円から18万7,831円となる試算結果となりました。

現下の経済情勢や担税能力など総合的に判断した結果、国民健康保険税の引き上げを行う状況ではないものと判断をし、本年度の保険税率は据置き不足額につきましては、本町独自の経済対策として一般会計から繰り出すこととし、補正予算措置を提案しておりますので、後ほどご審議の程よろしくお願いいたします。

二点目は、ホマカイ川における水質の悪化についてであります。

さる5月14日と23日の両日、降雨後の水質、特にアンモニア性窒素が異常値を示したとの通報が厚岸町役場からあり、厚岸町関係者並びにJA担当者とともに現地調査を行ったところ、本町区域内においてデントコーン畑に散布したスラリーがいわゆるゲリラ降雨的な雨により、圃場から押し流され河川流域に達している箇所を発見いたしました。

応急措置として、耕作者の手により土塁の設置と地表面の切り返しを行うとともに、水域に滞留したスラリー成分の除去を、耕作者と近隣農家やJA職員、町職員も支援して行ったところであります。あわせて、ホマカイ川流域畜産農家への巡回指導と町内全戸フックスによる注意喚起を行った結果、その後の降雨では異常値は示されておりません。

この間、主要河川の上中流域に暮らす者の責務として、河川環境の保全には地域総体として意を配するよう努めてきたところですが、今後一層、環境と調和した酪農畜産を推進し、流域住民の信頼と消費者の理解を得られるよう、JAや関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えていますのでご理解願います。

三点目は、標茶高等学校の間口維持についてであります。

本年度標茶高等学校につきましては、募集定員120名に対し、入学者が81名を下回ったことから二間口となりましたが、地元生徒の不安や地域経済への影響を鑑み、要請活動を行なった結果、平成24年度は三間口を維持することができましたので、その顛末をご報告申し上げます。

ご案内のとおり、標茶高等学校は平成12年に総合学科への転換がはかられ、以来基幹産業酪農の後継者育成、環境教育の実践など、多様な教育の展開がなされ、本町には欠くべからざる教育機関と位置づけられております。

しかし、様々な要因から本年度の入学生は75名と激減しましたことから、三間口から二間口へと削減され、道教委の公立高等学校適正配置計画では次年度以降も二間口の状態であります。

この状況を受け、標茶高等学校に進学を希望する地元生徒並びに父母からは、入学に対する不安の声が上がり、また、教職員の減少による教育環境の劣化、さらに間口減による生徒並びに教職員の減少は地域経済を直撃するもので、町といたしましては間口の回復に向けて道教委に対し行動をしたところであります。

本年4月に開催されました公立高等学校適正配置計画地域別検討協議会において、本町の実情を説明するとともに、三間口募集の維持と総合選択科目5系列を維持できる教職員

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

数の確保を訴え、また、北海道教育長に対しては二度にわたり直接要請を行ない、さらに先般、計画決定会議を前に要請書を提出し、強く訴えた結果、ご理解をいただき、次年度については三間口を維持できたところであります。

今回は最悪の事態を回避できましたが、次年度以降も入学生徒数が81名を下回った場合、間口の減数がなされることから、標茶高等学校並びに教育振興会とも協力しながら生徒確保に向けた支援を行なってまいりたいと存じますので、町議会におかれましても、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

四点目は、森と川の月間事業についてであります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が全て終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業につきましては、標茶町町内会地域会連絡協議会をはじめとする7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

本年度は、5月7日の出発式以降、植樹や清掃などの8本の事業が行われ、企業や団体からも協賛をいただき、延べ1,416名の方々の参加協力をいただきました。

内容といたしましては、第18回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第17回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹など4事業で8,500本を超える植樹が行われ、虹別で行われました第10回摩周水環境フォーラムでは、人口と環境の関係を学んだところでもあります。

また、清掃につきましては、自然の番人宣言の統一行動としまして、町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデーの事業活動が行われ、約1トンのごみが回収されました。

これらの活動やその報道などをおし、趣旨の浸透がはかられたところではありますが、次年度以降も、この「森と川の月間」活動の充実とより多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成23年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下三点につきまして補足し、ご報告申し上げます。

一点目は、学校統廃合についてであります。

「学校規模の適正化により教育環境の向上をはかる」ために、将来の児童・生徒数の推移等により、PTA・地域全体で統廃合についての話し合いをして頂くこととしております。

この度、6月6日に磯分内連合振興会長はじめ、PTA、学校関係者の方々が来訪され、磯分内中学校について、校舎の耐震化問題と相俟って、将来、生徒数が減少傾向に推

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

移することを踏まえ、小学校及び中学校PTA合同で話し合いを行い、磯分内連合振興会とも協議をした結果、5月26日開催しました磯分内連合振興会総会において、正式に「平成23年度末をもって磯分内中学校を標茶中学校へ統合することに地域として決定した」旨、申し出がありました。

今後、詳細な事項につきましてはPTA、地域と十分協議を行い統廃合に向けた事務手続き等を進めてまいります。

二点目は、平成22年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成23年度学校の現況について、ご説明いたします。

はじめに、今年3月に町内中学校を卒業しました生徒の進路状況ではありますが、卒業生は総勢72名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ39名、釧路管内公立高校へ28名、管外の公立高校などへ4名、私立高校へ1名となっております。

次に、平成23年5月1日現在の幼稚園・学校の状況ではありますが、入園・入学者数について、幼稚園は4歳児19名の入園者で、昨年と比べ2名の増。小学校は78名の入学者で、昨年と比べて12名の増。中学校は65名の入学者で、昨年と比べ9名の減であります。

標茶高校は75名が入学し、昨年と比べ32名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は37名在籍し、昨年と比べ1名の増。小学校は460名在籍し、21名の増。中学校は199名在籍し、19名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、659名で昨年と比べ2名の増となりました。標茶高校は、254名在籍し、昨年と比べ39名の減であります。

学級数につきましては、小学校49学級で、昨年と比べ6学級増であります。中学校では26学級で、昨年と比べ2学級増であります。そのうち、特別支援学級については、小学校13学級、在籍児童数29名、中学校では6学級で、在籍生徒数9名であります。

次に、教職員の数ではありますが、小学校は84名で、昨年と比べ6名の増。中学校は68名で、昨年と比べ6名の増であります。全体としては昨年と比べ12名の増となりました。

今年度も、教員定数加配として、通級指導で標茶小学校へ2名、指導方法工夫改善で標茶小学校へ2名、標茶中学校へ2名、あわせて6名の特別配置をいただいております。

また、町では特別支援教育に、支援員として標茶小学校、標茶中学校に各1名を配置しております。

三点目は、図書を受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈ではありますが、標茶町ライオンズクラブから児童図書26冊（5万円相当）の寄贈をいただき、昭和50年からの累計で2,033冊（250万円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時18分

### ◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君）（発言席） 熊谷でございます。一番目ということで非常緊張しておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

一つ目でございますが、地域の環境や資源を生かした地域ブランドと地場特産品の創出についてという事で、二点ほどお伺ひいたします。本町におきましては、恵まれた自然環境や水資源などの地域環境と、酪農畜産業・林業、更には、水産業などの地域資源、また、先人から培った多くの知恵等がわたくしどもの資源というふうを考えてございます。

経済産業省による地域ブランドの定義では、「地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結び付け、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図る。」というふうになんかわたくしがホームページで調べた結果書いてございました。地域ブランドとは、地域の魅力と地域の商品とが互いに好影響をもたらしながら良いイメージ・良い評判を形成する無形の資産であり、町民が共有・発信し、結果として評価されて「選ばれる標茶町」となるというふうに考えますので、地域の「ブランドづくり」が競争力の強化にもつながると考えているところでございます。

標茶の自然環境や農村景観・森林景観は地域の魅力を発信する「しべちゃブランド」になり得ると考えますし、そのような地域で生産された牛乳や食肉に代表される農水産物の活用・加工研究により作られた地場特産品も、まさに「しべちゃブランド」になり得ると思っておりますので、標茶の「地域ブランド」と「地場特産品」の創出について町長のお考えを伺います。

二つ目としまして、標茶の特産品は、町ホームページにも掲載されておりますが、既存の特産品のブラッシュアップや新たなる特産品の開発には、農商工連携および産学官連携による支援とともに、1次産業・2次産業・3次産業が協働した6次産業化による新産業の創出が必要であると考えています。例えば、標茶高

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

校の活用による学校教育また特産品研究開発、町民の研修及び食育教育の融合を図るなどの観点から、1次産品を活用する加工研究・製造・販売流通の拠点となるセンターを建設するなどが考えられると思いますが、しべちゃブランドの特産品開発は、私の考えでございますけども外貨、これは外から町に金を呼び込むという意味でございますけども外貨の獲得や更には、それによる人の呼び込みにより交流を促進するための有効な手段と考えています。町としての連携支援や新たな構想があればお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・熊谷議員の地域の環境や資源を生かした地域ブランドと地場特産品の創出についてのご質問にお答えいたします。

一点目の地域ブランドと地場特産品の創出についての考えについてであります。本町には、広大な土地と豊かな水資源、そして冷涼な気候のもと発展を遂げてきた酪農畜産業をはじめとして多くの可能性を秘めているということ、また、地場特産品や標茶ブランドと呼べるものの創出の重要性についても、これまで繰り返し申し述べてきておりますが、議員のお考えと同じくするものであります。

地域ブランドの定義等は議員からご指摘のとおりであり、商品イメージと地域イメージが上手く重なることで相乗効果を生み、さまざまな地域振興につながるものと考えているところでありまして、「星空の黒牛」のようにすでに広く認知されているものや、チーズ加工に取り組もうとしているグループもあり、それらの取り組みに対し敬意を表するとともにどのような支援が可能かについて検討してまいりたいと考えているところであります。

また、同時に地域ブランドの確立のためには、生産者の主体的な取り組みを持続させていくことが何より重要であると考えておりまして、先ほど例示しました取り組みのほかにも本町の無限の可能性の中から従来の発想にとらわれない意欲的な取り組みが生まれてくることを期待しておりますし、そのための合意形成や、生産者と消費者との連携の場の設定、取り組みの立ち上げ支援などについて検討してまいりたいと思います。

その前段として位置づけているのが、学校給食への標茶産牛乳の提供であり、生産者が自信と誇りをもって消費者に届けるという意識の涵養と、地域住民自らが主要な一次産品である牛乳を正しく理解するところから始まり、その延長線上には料理や加工品など可能性が広がることを期待するところでありますのでご理解を願いたいと存じます。

二点目の特産品開発の町としての連携支援や新たな構想があるかのお尋ねにつきましては、連携支援に関しましては先ほどお話しをしたとおり、生産者の主体的な取り組みが最重要と考えておりまして、それを助長するための情報提供等については関係団体に対し積極的に行ってまいりたいと思います。

また、標茶高校については、これまでも数多くのヒット商品を生み出し、町内外を問わず広く支持されていますので、基本的にはこれまでの活動から標茶ブランドの一翼を担っていただくことを願っておりますし、この間培ってきたさまざまなノウハウは、地域に

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

還元すべきものであるとのお話しをいただいております、これから町内の取り組みにとって大きな力になってくれるものと期待しているところであります。

拠点施設整備構想につきましては、現在のところはありませぬ。今後におきましては、J A加工センターの動向なども注意しながら検討すべきものと考えておりますのでご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 町長のおっしゃられた事は理解いたしますけども、とくに生産者の主体的取り組みを支援するということでございますけども、やはり生産者だけの主体的な取り組みについては限度があると思います。そういう中で私は、二番目で1次産業、2次産業、3次産業の連携による6次産業ということを上げさせていただきましたけども、それらの融合させるべく何か手段とかそういうことを考えておられるのであれば、お聞きしたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 生産者として主体的な取り組みがまず何より大事であるということをお私に申し上げた訳で、それだけで済むということは今まで申し上げておりませぬし、ただそれを商品化していくためには何が重要かということに関しては、広く商工業者、消費者のみなさまのご意見も承りながら検討してみてもどうかということ、いろいろな場面で申し上げておりますし、商工会等とも話しを進めておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） わかりました。そういう意味では今申されたように生産者を含めてですね、私ども、私は商工会に所属してはおりますけども、商工会若しくは流通業界も含めてですね皆さんで出来れば素晴らしい標茶ブランドが出来るようにですね頑張っていきたいと考えますし、標茶ブランドを作るなかではですね非常にストーリーというかそれに至るストーリーが大事だと思いますので、そういうことも今後鑑みながら協力してまいりたいと考えます。

二番目でございますけども、役場庁舎の耐震診断と対応についてということで二点ほどお伺いいたします。

3月11日に発生しました東日本大震災においては、市庁舎や役場庁舎が被災し行政機能が失われた市町村がありました。住民の被災確認や救済救援活動・国や県などとの連携活動に大きな遅れなどの支障をきたしたと報道されております。

本町においては、昭和56年5月以前に建設された公共施設の耐震診断と耐震改修を進めているところでございますけども、役場庁舎についての耐震診断結果を検証した結果と、検討課題についてお伺いいたします。

二つ目として、役場庁舎の耐震診断結果を踏まえて、耐震化の施工以外に移転

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

新築を考える場合においては、本町では川東地区でございますけれども、標茶消防署・JR標茶駅・バスセンターその他の公共施設、また、JP標茶郵便局や商工会、さらには、中心商店街などが存在しております。高齢化社会の消費者ニーズの対応や中心市街地の活性化を目ざすためにも、川東地区への建設が必要と考えていますが、現時点における町としての検討課題や考え方をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、役場庁舎の耐震診断と対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、改正耐震改修促進法の施行に基づき、本町では標茶町耐震改修促進計画を平成20年3月に策定しまして、平成27年3月末までに住宅や多数の方が利用する建築物の耐震化率を9割とする目標値を定めて計画推進しているところであります。

町有施設につきましては、最初の3年間で耐震診断を実施し、診断結果を踏まえて、その後の5年間で補強又は新築に係る設計を行い、改築工事等を実施することとしております。

計画の中では、優先的に耐震化すべき町有建築物として学校教育施設、保育園、各種集会施設の順に改築等を予定しております。

お尋ねの役場庁舎につきましては、耐震診断の結果、耐震性がない施設（震度6強に耐えない施設）という診断結果が出ましたので、耐震化を進めなければなりません。その方法としては、補強工事または新築工事となり、今後、費用の積算比較、財源確保なども含め具体的な方向を定めてまいりたいと考えております。

次に、耐震化により役場庁舎を移転新築することとなった場合の川東地区への移転のご提案についてですが、地域活性化を主眼としたご提案と拝察し、その視点も理解いたしますが、移転新築を選択した場合、その他にも災害対応の機動性、用地の確保、施設を集中させることによる効率性、利便性とリスクなど多角的な検討が必要であり、現時点においては、決定、断定できる段階ではありませんのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 耐震化のお話が出ましたけれども、耐震化も含めて新築移転の協議も含めて耐震化も含めてですけれども、いつ頃、目途とかそういうことは考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えしたいと思います。

先ほどもお答えいたしましたように、私どもとしては役場庁舎より先に優先すべき施設があるというように考えておまして、学校施設等についてはほぼ見通しがついたのでありますけれども、今年公共施設開発センターであるとか磯分内の酪農センター、虹別酪農

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

センター等々の設計をしております、それについては順次工事に着手しなければいけない、そういった等々の状況を踏まえましたときに現時点においては、そういった公共施設等の改築が終わった時点というように考えておりますが、これにつきましても世の中の情勢の変化というのがどういう具合になるのか分かりませんので、その時その時での適切な判断が出来るように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。一応の目途としては、27年3月までということで方向性は決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） ありがとうございます。いずれにしても先ほど申しましたように、東日本大震災においては行政機能が失われて非常に大変な状況に陥った地域がございましたので、それも踏まえて出来るだけ速やかな方向で考えて頂きたいと思います。

三番目ですけれども、本町への移住者・定住者の促進についてということでお伺いいたします。

北海道においては、「住んでみたい北海道推進会議」などを中心に移住PRを進め、多くの移住者を受け入れている市町村がございます。

10年後の標茶町の人口を8,000人と推定する、これは総合計画にも書いてございましたけれども、移住者の受入や町内事業所に勤務する従業員の定住については必要不可欠な条件だと考えます。

本町においても、ホームページに掲載し移住相談や不動産情報を発信しておりますが、以前に移住者をお世話した経験から標茶町へ来られる方は意外と郊外地域への移住の希望が多いと思います。しかしながら、本町の市街地以外においては農業振興法の関係から移住希望者の要望に応えるためには制限、又は非常に時間がかかるのが現状であると考えています。

また、定住増加を促す観点から町内事業所、特に最近では農業生産法人及び他企業においても、雇用者確保を安定させる目的のために福利厚生施設、社宅等について建設を考えている事業所があるように話を聞いています。それらについての本町としての支援策等について考えをお伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 引き続きまして本町への移住者・定住者の促進についてのお尋ねにお答えをいたします。

一点目の移住促進を促す観点から、関係諸法の見直しや本町としての支援策等の考え方のお尋ねでございますが、ご案内のとおり、農業振興地域の整備に関する法律で規定される市町村農業振興地域整備計画は、食料生産の根幹となる農用地を確保することを目的に定められており、指定地域内の農用地については、原則農業者以外の住宅を建てるための用途区分変更は認められておらず、そもそも農用地を確保することを主眼においた法規制であることをご理解いただきたいと思います。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

しかしながら、食料・農業・農村基本法では農村振興もその目的と触れておりまして、本町の総合的な農村地域の振興という観点から、これまでも機会あるごとに制度見直しを訴えてまいりましたし、今後についても同様に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解を願いたいと存じます。

次に、支援策についてであります。本町は北海道移住促進協議会に加入し、情報収集に努めながら相談体制の構築と不動産ネットワークによる情報提供などを行なっておりますが、今後においても、「住んでみたい、これからも住み続けたい」と思っただけのまちづくりとして、自然環境の保全や環境衛生の向上、子育て支援などの間接的な支援を行なってもらいたいと考えております。

また、本町の魅力を理解していただくための「ちょっと暮らしやお試し暮らし」などの体験移住につきましても、経済の活性化につながる事業展開としてスタートができないか、経済団体等と研究を進めてまいりたいと考え、関係機関と協議を進めているところでありますのでご理解を願いたいと存じます。

二点目の町内事業所の雇用安定対策として、社宅などの建設支援等の考え方のお尋ねでございますが、本町では、町営住宅及び従業員住宅の建設や一般住宅の賃貸並びに桜団地やHOPE団地の造成などの住宅施策、労働者福祉対策を進めてきており、また、町内中小企業の育成、振興及び経営の円滑化はかるため、運転資金や設備資金等の低利による融資枠の設定、信用保証料や借入れ利子の助成をおこなってきたところであります。

お尋ねの社員住宅等の建設は、この設備資金融資の対象外となっておりますことから、経済団体等からご要請がありましたら、当該団体や金融機関との協議連携により、預託による低利な融資枠の設定等も考えてまいりたいと思っております。

また、町内事業所と町内建築事業者との連携による社員住宅の確保のための情報提供と斡旋等も行なってきておりまして、多面的な支援に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 移住受け入れの件でございますけれども、皆さんご存知のように北海道では伊達市が非常に先進的にやっております。また、近隣では、中標津が住んでみたい北海道推進会議のなかでも、二年前までは中標津町がトップで受け入れていたような状況でございました。昨年は、たまたま函館市が多かったようでございますけれども。そう意味からそれらによって定住者が増えているのは実態でございますので、本町としてもホームページ、若しくは推進会議を利用して、本町の考え方、若しくは情報をドンドン膨らましていただいて、移住者の発掘につなげて行っていただければと考えてございます。また、私どもも協力したいと思っております。

福利厚生施設、社宅等につきましても、町長からいただきました多面的な観点からいろんな政策を、今後考えていただけるということでございますので、どうぞそれも推進で

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

きるようによろしくお願いいたします。終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で、11番・熊谷君の一般質問を終了します。

続いて、12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） 質問いたします。

私は、町の防災計画の見直しで安全安心のまちづくりを、今進めるべきだという立場から質問いたします。

私は、いまだかつて経験したことのない大震災のもとで誰もが命の重みを強く実感し、かつ、行政、議会、地域住民が一丸となって、命とくらしを守るために日常普段から全力を尽くすことの重要性を感じています。東日本大震災によってお亡くなりになった方々、被害を受けられた方々に、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し述べるとともに、被災地の復旧復興に私自身も力を注ぐことを決意いたしております。

私たちは、この大震災から得た数々の教訓を、地域住民の安全安心のまちづくりに活かすことが今こそ必要であると考え、次のことがらについて町長の見解を伺います。

はじめに、現在34箇所ある避難所の新たな総点検と住民の意見を十分取り入れた、地域的、地理的避難体制の強化を行うべきと考えますが、まず町長の見解を伺います。

次に避難所の耐震強化と、通信手段の確保、避難所に具備すべき毛布、非常用食料、水等の備蓄や調達、簡単な医療用薬品、非常用電源、カセットコンロなどの総点検を地域住民とともに行うことが必要急務と考えますがいかがですか。

私は震災から3カ月を経た今日、改めて被災地に浮き彫りとなった在宅医療や介護を必要とする住民への特別な体制づくりについて、次のことがらが必要と考えますが、町長の所見を伺います。

その一つは、介護利用者、高齢者等の安否確認、適切な避難誘導などの危機管理体制について、防災会議や民間事業所を含めた官民一体となった検討、体制の構築を行い住民や関係者への周知徹底を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

地域共助の精神を取り入れた地域支え合いの体制づくりの一層の強化もまた大切であります。さらに具体的に検討、構築するべきと考えますがいかがですか。

介護を必要とする避難民のために、必要な設備と介護員を動員できる体制づくりなど、特別な避難場所の確保と体制が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

本町で今後予想される災害についての更なる研究と、その内容の住民への周知徹底に取り組むことが必要ではありませんか。町長の所見を伺います。

最後に、町の基幹産業を守るために、災害時の農業用集落ごとの自家発電機の設備、掘り抜き等の水の確保などの点検と取り組みが、町の助成も含め必要と考えますが、町長の所見を伺い私の質問とします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の「町防災計画の見直しで安全安心のまちづくり」についてのご質問にお答えをいたします。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

標茶町における災害への対応につきましては、町防災計画において現状想定しうる災害の発生に対し、その対応を規定しておりますが、特に洪水・地震・風雪・土砂災害・山火事において重点的な対応をしているところであります。

ご質問の一点目ですが、現状、避難所は町内全域の地域集会所・学校施設・町有施設などの34施設を指定し、必要に応じ開設運営されますが、町防災計画の見直しにあわせ、更なる強化を図ってまいりたいと考えております。

二点目の避難所の耐震強化につきましては、標茶町耐震改修促進計画により優先的に耐震化する施設と位置づけられており、学校施設等とともに計画的に耐震化を進めるために、すでに施設の耐震診断や耐震改修を実施しているところであります。

また、通信施設確保につきましては、現在標茶町における災害対策本部と各避難所との通信手段については、NTT回線又は、消防無線による対応となりますが、地震等による通信手段の遮断及び混線時の対応においては、行政防災無線などの利用についても、今後の町防災計画の見直しにあわせ、整備内容の検討を図ってまいります。

なお、避難所の防災資機材についても同様に、今後、地域的条件を加味し、内容検討の見直しを図ってまいります。

三点目の「在宅医療や介護を必要とする住民への体制づくり」についてであります。災害の種類、規模、被災場所若しくは被災箇所により、きめ細かな対応が必要と考えております。

在宅医療や要介護者など、いわゆる災害時要援護者の安否確認については、現在、暴風雪や震度4強の地震の場合、担当ケアマネージャーや訪問看護ステーションを通じて行っております。

また、避難誘導に関しましては、水害、融雪災害の場合は、事前に気象警報等で避難体制を準備できますが、地震のように災害発生後、避難誘導が必要な場合に分けて対応しなければならないと考えております。

水害、融雪災害の場合ですと、事前の気象警報により、避難区域、避難場所、避難誘導等について、関係機関と連携して行うことができますが、地震災害の場合は、安否確認と同時に、住居等の被災状況により、避難場所、避難誘導等が迅速に必要であります。

避難誘導については、災害対策本部住民班、消防署、消防団及び警察官が、老人、幼児、負傷者、婦女子を優先させることになっておりますが、要介護者などの避難誘導につきましては、介護福祉サービス事業所等との連携についても検討してまいりたいと考えております。

次に、地域共助の精神を取り入れた地域支え合いの体制づくりであります。町内会・地域会等の自治会で災害要援護者を把握し、安否確認や避難誘導体制を構築している自治会や独自に活動する自主防災組織などもあります。また、今回の大震災を契機に各地域で自主防災組織結成の高まりがあり、全町的な組織形成に対しても支援してまいりたいと考えております。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

次に、要介護者の避難場所の設備、介護福祉士の確保ですが、前段申し上げましたとおり、災害の種類、規模、被災場所若しくは被災箇所、避難生活期間により、その対応方法を構築しなければならないと考えております。

水害や融雪災害の場合ですと、一時的な避難となることや地震災害の場合ですと、避難先の被害程度と避難期間等を考慮した避難場所や介護福祉士の確保、暴風雪による停電の場合の対応など、災害の種類や避難期間を勘案することが必要であり、防災計画の見直しに基づくマニュアルを策定し、民間サービス事業所とも連携した体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

四点目につきましては、今回の東日本大震災においては、今まで想定されていた被害の内容や範囲が想定を超える規模となっていることや、近年の異常気象などに起因する被害発生の可能性を、釧路地方気象台や本町防災会議を構成する機関や組織などと内容検討を行い、必要な内容については、住民周知を図ってまいりたいと考えております。

五点目につきましては、釧路沖地震の教訓から水源確保のため、自家発電機を備えた防災井戸を町内8箇所に設置しているほか、各地に点在する民間所有の掘抜井戸についても自主防災組織等を通じ、現在の利用実態についての確認を始めたところであります。また、災害時の集落ごとの自家発電機の整備につきましては、地域実態を検証し町防災計画の見直しにあわせ、内容の検討をしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、災害に対する本町の防災計画の見直しについては、懸案事項や実態にあった対応などを念頭において十分な内容の検討と見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 概ね今後検討、見直しをしていくというご答弁だったのだと思いますが、スピーディーにそれを行うことが今大事なと思うんですけれども、いくつか絞って再度質問したいんですが。

まず第一に、多くは小中学校などが避難所になっているわけなんですけども、そういう所や、他の公共施設、避難所になっているところの通信手段の確保ですね。標茶の場合は先ほど町長おっしゃったように、主な災害として暴風雪があげられてますが、この時は交通網も遮断されたりするわけなんですけども、この場合、いわゆる防災無線といいますか、東日本大震災では学校ごとの簡単な無線機が非常に有効な手段であったというふうに聞いてますけども、標茶町の場合、学校ごとのそういう無線機の設置とか、あるいは他の避難所の無線機の設置とかというのは、現状はどうふうになっているんでしょう。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男） お答えをしたいと思います。

今現在の防災無線の設置については、阿歴内公民館をはじめとしまして虹別の小、中学校に配置をしております。学校関係については、以上であります。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 磯分内の小学校は防災無線ではないのですか。それで私は必要だと思うのですね。標茶町の場合は、先ほど言ったように通信手段と交通手段が一番そのネックになると思うので、その通信手段の遮断が一番困るのではないかとということで、この通信手段の確保に力を入れるということが肝要かなと思うのですがどうですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

先ほどもお答えをしておりますけども、現状はN T T回線または、消防無線で対応しておりますけども、今回の大震災等々の教訓を踏まえまして、今後、行政防災無線の利用について町防災計画の中で整備内容の検討を図ってまいりたいと考えていますので、ご理解を賜わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 災害が起きた時の連絡体制といいますか、周知徹底なんですけど、町の防災計画書をみますと、地域に対する連絡網は町内会長でとどまっているんですね。町内会長から、じゃあ、どういうふうに具体的に一人ひとりの住民に行きわたるのかということが、私にはちょっと読みこめなかったんです。この計画の中で。それはどうなっていますか。また、どういう考えでいるのか説明してください。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをしておりますけども、各地域において、今回の大震災を機にですね、いろいろな活動が活発化しております。今まではそれによしとしていたところ、特に消防団等の組織がしっかりしているところについては、地域会、町内会、消防団との緊密な連携のもとに今までは対応してきた。ところが今回の大震災を機にですね、やはり日本中でですね、これはやっぱりどなたも結局想定外ということで想定をしていなかったわけですから、こういった災害が起こりうるということを前提に何ができるかということに関しては、これは全国どの地域においても、これから見直しているとの実態だと思いますし、私どもも何が足りないのかにつきましても、これからは防災計画の見直しの中で対応してまいりたいという具合に考えておりますので、是非ご理解を賜わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） わかりました。それで今回の質問の中で私が一番力を入れて調査もしましたし、伺いたいなど、質したいなど思っていたのは、歴史が浅いのですけれども、いわゆる福祉避難所の問題なんです。

国の災害救助法の歴史の中でもいわゆる福祉避難所の進み方というのは非常に遅いと思うのですが、今回の東日本の実態を見ましても、仮設の福祉避難所を百か所だか仮設で福祉避難所を造らざるを得ないという状況があったりして、非常に大変な状況になっているというふうに思うのですが、そういう福祉避難所の問題について、わずか数年前ですが

2008年に厚労省からガイドラインが出ていますよね。そのガイドラインの中で今標茶町では、在宅介護を行っているのは多くは民間の事業所、ほとんど民間の事業所になっているわけなんですけど、いくつかの事業所、施設を私訪問して懇談してまいりました。ほぼどこもいわゆる災害時の危機管理体制というのは整っていない、準備していないというのが実態でありました。それは心配していないということではなくて、心配しているんだけどその方法とか、あるいはマニュアル的なものとかというようなことが、ほとんど国の厚労省のガイドラインも2008年に作られたばかりですから、そういう点ではかなり当たり前かなと思うのですが、しかし、いざ災害が起きてですね本当に必要なのは初期の避難、安否確認、それから必要な介護員の人たちの派遣体制、これがとても大事になってくるんでないかなと思うんです。それで先ほど町長もちらっと触れましたけど早急にですね、民間の事業所とのこの問題についての提携、それから合同での避難体制、危機管理体制の確立、これを民間に頼ると言いますかね、この事を確立することが今非常に重要でないかと思うのですがいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員ご指摘のとおりだと思っておりますので、先ほどもお答えをいたしましたように、これから連携等について協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） そのほか色々用意してきてましたけども、今の町長の一言に尽きると思いますので、是非協力して今後もやっていきたいなと思います。

二点目の質問にうつります。

二点目の質問は、ゆきとどいた教育をすすめるため、町単費で少人数学級の実現をということで、教育問題になるとついつい熱が入っちゃうもんですから出来るだけ冷静に質問したいなというふうに思います。

学習指導要領が今年度から小学校で全面実施になりました。来年度は中学校というふうになっていますが、先行して学習指導要領の実施は行なわれてきたというふうに思うんですが、授業時数の増加とか学習内容の増加、あるいは変更などで多くの自治体、教育委員会で特別な体制をとってきているところは少なくないと思うんです。

私は今回の学習指導要領の改定、全面実施を機会にですね、少人数学級の必要性や教育的効果、教職員の負担軽減、これを行ってより良い標茶の教育の実施の実現のため、次のことを質問したいと思うのです。

はじめによくいわれるグラス・スミス曲線、アメリカのですね、この日本教育学会の調査研究、あるいは文部科学省の方針でも明らかなように、少人数学級による教育は教育効果が向上する、こういう結果がわが国でも我が国は遅れている方ですが、世界的にも言われているわけでありまして。この点での教育長の所見、「少人数学級と教育的効果」に関する教育長の所見を伺いたいというふうに思います。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

次に、本町の標茶小学校の第2学年の学級編成。標茶小学校は、私二回行ってきました。新築されたときに同僚の議員みんなでいって来たんですが、その時は休み中で子どもさんたちはいなかったんですが、総じて、きれいですけれども教室は狭いという印象がありました。誰とは言いませんけど先生方に聞きましたら「いや、狭いだよねえ」って先生方も言っていましたね。二回目は、なんと町議選の投票日の日が標小の参観日だったんです。それで、行ってきました。教育委員長さんともそこで偶然お会いしたんですが、小学校二年生の学級をみて私びっくりしました。親が入れないんです、参観に来た親がはみ出で。多くの親が入れないで、ちょっ、ちょっとう首だけのぞかしてという感じでありました。

私はその教育条件として、学習効果、教室環境、教室の面積、ロッカーなどの備品等々、今回の標茶小学校の二学年の学級編成では、非常に困難な点があって改善すべきではないかなというふうに考えているんですが、教育長はそういう実態をどのように現状認識をしているのか伺いたいというふうに思います。

さらに、これは複式なんですが、2個学年の場合は16人が確か定数ギリギリの数です。16人以下でも複式学級を単式にして、教育効果をあげるということがあってもいいのではないかとそういう意味で、複式学級解消のため本町ではどういう見解を持っているのか。あるいはまた、複式学級が持っている困難の解消のためにどのような努力を行ってきているのか伺いたいというふうに思います。

最後ですが、日本教育学会の調査研究では、学級規模25人を境に教育効果は大きく変わるというふうに研究発表述べてられています。本町も町単費で少人数学級の実現、多人数での複式学級の解消をめざすべきだというふうに考えるんですが、教育長の所見を伺いたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 12番・深見議員のご質問にお答えいたします。

一点目の「少人数学級の教育効果について」でありますけれども、少人数学級による教育は、児童生徒一人一人教師の目が行き届き、きめ細かな指導につながったり、児童が落ち着いた環境で学ぶことができるという利点が指摘されているところであります。

国におきましてもより質の高い義務教育を推進するために、少人数学級を推進することの必要性を認め、平成23年4月23日「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」において公立の小学校の第1学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の国の基準を40人から35人に引き下げたところであります。

また附則第二項及び第三項において、今後も小学校2年生以上の少人数学級について、学級編制の標準を順次改定することその他の措置を講ずることについて検討していくとあります。

ただ、教育条件としての効果については、一概に学級規模としてどの程度が最適であ

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

るかは、さまざまな見解があるのが現状であり、現在の国の学級編成基準に照らし、町内の学校において、学習効果に著しい問題があるという認識には至っておりません。

少人数学級の実現につきましては、これまでも教育委員会として、道教委や国にその実現を働きかけておりますし、今後も2年生以上の改定の早期実現に向けて積極的に働きかけていくところであります。

二点目の「標茶小学校第2学年の学級編成における教育条件について」のお尋ねでございますが、今年度4月1日現在の第2学年の児童数は、普通学級38人、特別支援学級4人在籍しております。

学級編成基準では、小学校単式の学級人数は、第1学年を除いて40人でありますので、第2学年は、昨年の入学時2学級の学級編成でありましたが、途中での転校、特別支援学級の新設で今年度、普通学級1学級となったものであります。

教育条件としての改善すべきところのご指摘であります。今年3月から新校舎に移り、「あらゆる面での施設環境が良くなった」と学校から伺っており、第2学年が、昨年の2学級編成から1学級になったことで、学級編成児童数が倍となり、多少昨年と比べ教室内が狭さを感じるかもしれませんが、面積的には旧校舎と同じであり、特に問題はないものと考えております。

備品等の関係においても、利用上不都合がないものと認識しております。

三点目の「複式学級解消のため本町ではどのような努力を行っているか」というお尋ねに關してであります。第4期総合計画の中でも指摘されておりますように、少子高齢化が進む中、町全体の人口も減少傾向を続け、児童生徒数の減少そのものに対しましては、現段階で有効な手だてが見あたらない状況であります。

複式学級につきましては、授業効率の面から論じた場合、各学年に時間を分配せざるを得ないことから、十分にきめ細かい指導が入りにくいという側面があります。

しかし一方で、相互に学び合う姿が見られたり、自分たちで学びを進める、といった自主的な学習習慣が身につくことも指摘されております。

学校教育は、人格の完成を目指すものであり、集団の中で個が育つという側面も見逃せない点であります。

大切な点は、複式学級における授業の質の問題であると考えます。

この点に關しましては、町学校教育研究所の中に、へき地複式推進委員会が位置付けられており、へき地複式学級における指導法の実践研究を重ねております。また、それらの成果を研究大会という形で毎年発表するなど、複式学級における授業の質を常に高く維持するよう取り組んでいるところであります。

これらの研究の地道な積み重ねが、本町におけるへき地複式教育が充実し、町全体が安定している要因の一つでもあると考えるところであります。

教育委員会といたしましても、道の編成基準について遵守しながらも、常に地域や児童生徒の現状を把握し、教師の指導方法の工夫改善に努め、へき地の子ども達が生き生き

と学習に取り組むよう指導助言して参りたいと思います。

四点目の「少人数学級の実現、複式学級の解消について」であります。先ほども述べましたが、少人数による教育は、確かに教育効果上、一定の効果があると思われれます。

しかし、国がその必要性を認めながら制度化していない少人数学級につきまして、市町村の判断でその基準を引き下げ、独自の教職員を採用するための条件を確保するという事は、現段階では極めて厳しい状況であるといえます。また、町単費で教員を任用するにいたしましても質の高い人材を確保することは極めて困難であるといえます。

国においては、今後も小学校2年生以上の少人数学級について、学級編制の基準を順次改定することその他の措置を講ずることについて検討していくとあります。

教育委員会といたしましては、国の動向、本町の財政、教員の質の問題、学校現場の現状等を鑑み、現段階であえて国の基準を超えて更なる少人数化をすすめなければならないという認識には至っておりません。

今後もしっかりと見極めながら、へき地複式学級におけるできる限りの環境を整えるよう引き続き努力してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君

○12番（深見 迪君） 教育長ね、それ矛盾しているんですよ、教育長の今の答弁。困難をきたしているという認識に立っていないと言いながら、国に対して少人数学級をもとめていくと、これ、矛盾していませんか。いったい教育長は今の現状を見て、少人数学級が望ましいと思っているのか、思っていないのか、そこをまずちょっとはっきりさせてください。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほどもお答えしましたけども、できる限り少なければいいということじゃなくて、一定程度の人数でないと、やはり教育効果というのは上がらないという面もあります。メリットとデメリットというものがあるものです。それは議員も、そういう現場におられたという経験もあるから、お分かりのことかなあというふうに思いますが、そういう現場から、私どももどれが一番いい基準にするべきかということとは、これはやはり国全体で物事を考えて判断して、そして学級編成基準というものを決めていきますから、それが私どもが、その進めていく、最大の基準になるのかなと私自身はそう思っております。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それ、違うんですよ。国が学級編成基準を最初は1学年、2学年で出していたんです。それがいろんな、子ども手当だとか何とかごちゃごちゃになって、今年は決まりかかっていたんです、2年生まで35人学級が。それがとん挫したのが、3月ぎりぎりまで頓挫して、4月から1年生だけということになったんです。

私が聞いているのは、いちばん最初に言ったグラス・スミス曲線というのはこれ有名

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

な曲線ですよ、指導主事もこの点をご認識されていると思うのですが、「学級規模が小さくなるに従って学習の到達度、情緒の安定、教員の満足度が高くなる」という調査結果が世界的にも認識されているんです。教育長ね、少ないば少ないほど効果が上がるものではないと言いましたけど、じゃあどの程度の学級規模が適切かと思っているのかちょっと答えてください。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほども申し上げましたけども現状では、いろんな条件がありますから、確かに国は35人学級を今30年ぶりに目指すということで、1学年だけやったんです。だから、私どもとしても、これから順次35人学級に移行していただくことが重要かなと思っていますけども、ただそのいろんな条件があって、それはできないという、さっきも子ども手当とかいろんなこともあるということも、これは教員の配置も含めて、当然しなきゃならないことですから、気持ちとしてはわかるんですけども、実態としてはできないという環境にもあるということもぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） だからはっきりしたいのはね、今の二年生、もっと実態を詳しく言えば、42人、ほとんど42人入っているんです。特別支援学級にいつているいるお子さんが4人いますから、そのお子さん方、一人は全教科普通学級でやっていると言っていましたけれども、国語と算数を除いては、後の教科は全部ここの学級でやっているわけです。そうすると多くはほとんど42人がその教室で授業をしていると、40人という定数を超えてやっているんですよ。こういう実態について、教育長はどういう認識を持っているのかということをお伺いしているのですけれども。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 先ほどもお答えしましたけども普通学級は38人なんです。そして特別支援の方は4学級で、たまたま通級の指導に入るときに42人になるということですから、常時42人の体制ではないということをご理解いただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） だから、違うんです。それ常時でなくて、42人で学習する量の方が多いたって。指導主事どうですか、具体的に。現場、いや教育長でもいいんですけども、42人で学習している状態の方が多いたってじゃないんですか、実態としては。

○議長（平川昌昭君） 指導室長・青木君。

○指導室長（青木 悟君） 議員のご質問にお答えします。

38人の定数で4名が特別支援ということで、机の配置からすると42名、今教室に入っているという状況です。それから、教室の環境が狭いというご指摘でしたけども、やはり子どもの環境考えまして机の面積が若干広がっている状況もございます。そういった状況も踏まえまして、狭いという感覚はお持ちのことはあるかなと思っています。

少人数の関係ですけれども、標茶小学校の場合は指導法工夫改善の加配というのがあ

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

りまして、1名加配になっておりまして、国語と算数、生活科、総合、体育と、週10時間程度複数による指導体制が組まれているはずで。そういった状況も踏まえまして、40人学級ということで、必要な状況に応じて、少人数で、二人の体制、チームティーチングと言いますけれども、そういった指導体制を組んで、よりよい環境を整えているという状況であるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） それではですね、先ほど教育長がおっしゃった「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正」これ長たらしいんですけども、これが4月22日に通知としておろされていると。その中に、『新学習指導要領の円滑な実施や、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより、質の高い義務教育を実現するためには、少人数学級を推進するとともに市町村の主体的な取り組みによる学校教育の充実を促進することが必要である』いうふうにはここでは、通知の中では言われているんです。だから、まさしくさっき教育長が言われたように、教員が子どもと向き合う時間をしっかり確保すると、そうすることによって質の高い教育を実現していくんだと。そのためには、少人数学級が適当だと。いじめの問題もあるし、さまざまな学級の抱えている問題等についても少人数学級を実現することが望ましいんだと。35人、上限35人学級といっても実際は、30人とか20数人とかの学級になります。定数になると。その学校教育の充実を、市町村の主体的な取り組みによって行うことが必要だって言っているんです、文部科学省は。だけど、現状では厳しいんだ。どこが厳しいんですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

その厳しい条件というのは、やはり教員の配置なんです。そこをきちんと対応していただかないと私どもも、理論は先行して、実態はということになると現実的には、私どもも先ほども申し上げましたように、まるっきり単費で教員を配置するというのは、そういう環境にはないものですから、それで、管内の教委連とか道の教委連とか通しながら道教委あるいは文科省に早く約35人学級に、すべての学年に進めていただきたいという要請はずっとしてきているわけです。それと、もっと進んで言えば、ぜひ低学年については30人学級も推し進めてほしいんだということも要請はしているんですけども、先ほど申しましたとおり1市町村で教員を単費で配置して、2年生以上をですね35人学級を先行すると、やりましようと言える環境にないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） その抽象的なご答弁については、また改めて聞きますけれども、もう少し教育環境の問題について言いますと、県ぐるみでやっているところあります。鳥取とかあるいは秋田とか。秋田なんか、音楽を除いては、教育長とはしばしば学力テストで議論したことがありますけれども、今回はその学力テストの資料を有効に活用させてもら

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

いたいんですが、秋田では音楽の教科を除いては残りのすべてが47都道府県の中でも40番台だったんです。しかし、この4年間、この4年間で学力テストでは全国1位です。そういう結果出てます。この原因は何か。一番の原因は、少人数学級だと言っているんです。対象となる小学校第2学年で30市町村の82校が少人数学級。少人数学級が、今度の秋田県の4年連続全国1番になった原因は、少人数学級だと。1学級は20人前後で、教育先進国の例のフィンランドと近く、目が届きやすいと。自習はきちんと成立し、学級崩壊はほとんどない、勉強に取り組む姿が確立している。そして、教師が何よりも子どもたち一人ひとりに目が行き届くということを言っているんです。だからはっきりさせたいのは、その厳しい条件の問題は後にしても、今の標小の現実的には42人いる学級の体制では、もう早急にこれはやっぱり少人数学級を目指すということは大事なのではないかという認識なんですけども、そこはそのどうなんですか正直いって。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、基準といいますかどこまでが少人数でいいのかというのがなかなかいろんな学説とかいろいろありますから難しいんですけども、ただ国の判断としては、今35人学級になってきいるということもありますから1年生は、私どもとしては、できるだけ早く進めていただきたいと、いうふうには思っているんですけども、ただ町単費で先生を採用をして現実的にそれをやれるかということをおしは申し上げているんです。必要性は重々わかりますけども、だからそれは本来、国あるいは道が担うべきそういう教育システムになっているんです。

これは、議員もお分かりだと思いますけど憲法から教育基本法から、そういったものきちっと謳っていますし、国の責務もありますし、道の責務も当然あるんです。それが、たとえば秋田なり鳥取などがきちっと対応しているからそういう環境になっているんです。

だから北海道がその環境にいてないということなんです。だから、私たちが要請をしているんです。早く少人数学級にしてほしいと。ということも理解していただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ようやく、結論が一致したと思うんです。やっぱり少人数学級望ましいと。今の現況の標茶小学校の2年生の学級は厳しい教育条件にあるんだっていう認識では一致できるわけです。

町単費では難しいと、これは今度は町長になるんですか。

私、全部調べました。全道の、調べました。それで中学校については力尽きてやめたんですけど、小学校についてはすべての教育委員会に電話をしました。少人数学級をやっているところなんです。たとえば、鹿部町では40名を2学級にしていると330万円位の予算だと。それから、大空町いったら、たっくさんお話しされました。相手が教育委員会の。女満別町と東藻琴村が合併して大空町になって、そこの女満別小学校なんですけど、「教師

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

が子どもと向き合う時間の確保で、質の高い教育の実現、多人数学級の解消、これを目指すために2年生の35人の学級を2学級にしているというんです。

いくらお金かかったんですかって聞いたら、「いや、個人情報もあってなかなかさっと言えないんだけど400万円です」と言っていました。それから、士幌町では、これ、全部言ったら時間無くなるますんで止めますけども、士幌町では、やっぱりその町制執行方針の中で教育長だったか、町長だったか忘れちゃったけども、町が「今度の学習指導要領で学ぶ内容が増えることから、国の基準をさらに下げて30人学級とする」ということで、実に31名を2学級にして取り組んでいるんです。これともう一つ、複式学級、これはやっぱり解消しなければ駄目だということ、1名单費で増員していると、合わせて550万円というようなことなんです。というようなことが、清水町にも聞きました。みなさん、きめ細かな学級指導を行うんだということで、自慢げにと言ったらおかしいんですけども、胸を張ってそういうふうに答えてくださいました。北海道でも、町単費で行っているところがたくさんあるんです。しかも、鹿部町なんていうのは、一般会計の予算がわずか24億です年間。ここでも40名を2学級にして少人数学級でゆきとどいた教育をと。昔、米100俵米何俵だとかって言って教育が大事なんだとって、結局は大事にできなかった総理大臣がいましたけども、みなさんおっしゃっていたのは、やっぱり教育は、まちづくりなんだと、この町を良くするためにお金をかけることは、本当に私たちは大事だと思っているんですということを、電話をずうっと掛けていった教育委員会の方々がみなさんおっしゃっていました。もちろん、教育長もそういうふうに思っていると思うんですけども、私は、そのぐらいの思いと気概を込めてこの少人数学級を解消することが大事なんではないかなというふうに思うんです。40億、50億の一般会計年間予算のところでもやっています。ほとんどが、標茶よりずっと低い一般会計の年間の予算です。そういう所でやっているんです。だからそういう意味では、やる気さえあれば、少人数学級の効果を本当に実感しているのであれば、そういうことを学んでいるのであれば、これは、お金をかけてでも、私はここに踏み出すべきではないかなというふうに思うんですが、これ、最後にしますいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

先ほどもお話ししたんですけども、教育というのは基本的には、義務教育は特に国が責任を持って行わなければならないんです。道も当然教員の給与改革からなにかから研修から含めて、責任を持って進めていかなければならないんです。市町村の財政力とかそういった予算規模で、教育の水準が変わってくるということになると、本来その国とか道の責任がどこにあるのかということになる。

逆に私から言わせるとやるべきことをやらないと責任放棄になるんでないかと思うんです。私どもとしては、国の基準、あるいは道の支援を含めてその中でその教育水準を維持していくことが一番大切なのかなというふうに理解しておりますのでご理解いただきました

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

いと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 今の答弁なら最後にできないです。

国の責任で行うことは確かにそうです。だけど、国は何をやっているんだという批判を、教育長はしばしばこの議場でも、言ってるじゃないですか。しかも、今私が問題にしているのは、国立小学校じゃないんです。標茶町立小学校です。だれが責任取るんですか。町でしょう。それはちょっと違うんじゃないんですか。そうなったらここに、市町村単費で行っているところは、おかしいじゃないかということになるんですか。そこだけちょっと答弁してください。国の責任でない、町の責任だってすごくあるんだということだけは、はっきりさせていただきたいと。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 私は、市町村によって努力していることを否定しているわけじゃなくて、本来の責任は、国、道があるんです。そこでしっかりとした対応をしていただくことが一番大事なことで。だから、道の教委連とか国の全国の組織に、北海道教育委員会あるいは文科省に、早急に35人学級を実現してほしいということの訴えをずっとしてきているわけなんです。私どもはそれを否定してきているわけではないんですけども、できればそういう形にしたいんですけども、本来のある責任というのは、やっぱりしっかりと果たしていただくことが一番大事なのかなということで、私は答弁しているつもりであります。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 町立だってということも忘れないようにしていただきたいなと思います。終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で12番・深見君の一般質問を終わります。

次に9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 四年ぶりの一般質問で、非常に緊張いたしておりますが、一生懸命に質問させていただきたいというふうに思いますが、前段、東日本大震災では、本町町民の中にもお身内を亡くされた方もおられますし、多くの方々が犠牲になりました。心からお悔やみとお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。そして、通告しております一件につきましては、深見議員と重複する部分が大方ではございます。しかし、議員として一般質問することは、議員の権利でもありますし、私の思いもありますので、重複しながらもご質問させていただきたいというふうに思います。そしてこの本、これは宮城県の渡町に住む同級生が送っていただきました。これは、大震災によつての写真集でございます。これを見ることでぜひ、標茶の町民も被災地のみなさんの思いをいっしょにしてくださいという手紙が添えてありましたので、ぜひみなさんに見ていただきたいというふうに思いまして議場に持って参りました。ぜひ目を通してください。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

一点目でございます。防災体制の充実についてお伺いをいたします。去る3月11日発生した東日本大震災、地震の規模は世界最大級のマグニチュード9.0を記録し、津波は国内最大級規模といわれ死者1万5,000人以上、そして今なお行方不明とされている方々が8,000人近くおられます。犠牲とされた方々は、津波によっての犠牲がほとんどで尊い命が奪われました。本町は津波の心配は考えられませんが、この震災で多くのことを学びました。本町に万一大きな災害が発生した場合、私たちは安全に避難をし、少しでも心配事の少ない避難生活を送れるでしょうか。

テレビでは連日食料が届かない、燃料がない、毛布の数が足りない、そして赤ちゃんのミルクをつくる水がない、新生児の沐浴もさせられないなどさまざまな問題が報じられました。また、被災後病院にかかれず避難後に尊い命をおとされた方など、毎日悲しい報道が続きました。本町で大きな災害があった場合でも、町民にこのような思いをさせてはならないと思います。本町の防災体制をさらに強化し、万が一に備えることも町長が執行方針で述べられた安全・安心で暮らせるまちづくりのひとつではないでしょうか。

今回の災害では、想定外という言葉が何度も使われました。先ほど町長も使っておりました。もし、本町で交通・電気・水道・通信等すべてのライフラインが失われるような事態になったとしたら、現在の防災体制でどのような対応が出来るのかなど、検証してみたいかがででしょうか。防災計画第1章第5節に住民の責務が示されており、「自らの身の安全は自らが守る」ことを基本として、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要と記載され、平常時の備え、災害時の対策が示されておりますが、そのことを町民は十分に理解がされているでしょうか。常に町民への周知をし、身の安全の自覚を持たせることが大切と考えますがいかがでしょうか。また、防災計画には、避難所として緊急避難のための一時避難場所14箇所と、収容避難のための避難施設34箇所が定められております。万が一の災害で避難施設に避難したとき、そこで安心して暮らすことができる施設となっているでしょうか。前段でも述べましたが、乳幼児やお年寄りが安心して過ごすためにも施設の充実が求められますし、その一つに浴室の確保も必要と考えます。更に、水や食料の他にせめて衣料、生活必需品等の物資計画に基づいた物資を備蓄として確保しておくべきと考えますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

防災計画では、住民に対し「努力」することや「協力」を求めることが数多くありますが、それらも十分に周知すべきと考えますがいかがでしょうか。私は、平成16年第3回定例会でも災害対策について質しております。その後、防災訓練が実施されておりますし、ハザードマップも作成されました。ハザードマップは、作成配布以来約5年が経過しております。作成時は、概ね10年に一回起こる大雨で釧路川が氾濫した場合を想定しておりますが、異常気象ともいえる昨今の状況から、これの見直しが必要ではないかとも考えますがいかがでしょうか。また、ハザードマップ作成時には、全世帯へ配付されましたが、転入や結婚等の新たな世帯にも配付すべきと考えますがいかがでしょうか。なお、ハザー

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ドマップに記載されている避難施設の中には、水害時には使用できなくなる施設もあり一考を要するものと思われます。以上についての質問をいたします。さきに今回の3月の11日の地震のときに、一人暮らしのお年寄りの世帯にいち早く電話においての安否確認がされました。そのことは、一人暮らしをさせている家族にとって大変安心をしたということをお伝えされましたので、この場において申し上げておきたいと思っております。ありがとうございました。それではお伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番・鈴木議員の「防災体制の充実について」のご質問にお答えします。

標茶町地域防災計画では、町内において想定される災害から住民の生命・身体・財産等を保護する目的で、災害予防・災害応急及び災害復旧の対策として平常時及び災害時に町または住民が任務分担して行う内容を定めております。

平常時においては、災害時への対応の準備や心掛けを、災害時にはより具体的な対応が記述されておりますが、その内容の具現化として、各自治会に対し、自主防災組織設立の呼びかけや、毎年行っている標茶町総合防災訓練の実施における町内会の参加の呼びかけと参加時に安否確認等独自の取り組みなどの声かけ等を行ってきたところであります。

お尋ねにあります住民周知につきましては、今後一層防災組織設立のお願いや、そのための研修の場等を通じ防災計画の内容等を周知してまいりたいと考えております。

また、避難所施設の設備及び備蓄品については、防災計画の見直しの中で、検討し必要に応じて強化してまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップの見直しとその内容の住民周知については、一部変更等について町のホームページ等を通じて周知しているところですが、一定の内容変更がまとまりましたら印刷配付を実施したいと考えております。また、転入者等には、ハザードマップ概略版を住民課窓口にて配付を開始したところであります。

防災計画見直しに際しては、想定を超えた災害に対する懸案事項や実態について、十分な検討を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君

○9番（鈴木裕美君） 今のお答えで先ほどの深見議員のお答えにも「防災計画を見直していきたい」とご答弁がございましたので、それ以上質すことがないかと思っておりますが、ただ、今のご答弁で住民への周知ということが述べられました。そして「研修の場を通じ」というふうに言われておりますが、どのような研修の場をとすることを述べられたのでしょうか。まず、確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

自助共助のかかわりから先ほどらい自主防災組織結成をということで、毎年呼びかけ

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

をさせていただいているところでございます。

結成に当たって、いろんなご質問等が各団体等からございます。その際に関係職員等を配置して、研修の場を設けて実施をしているというのが現状でございますので、それらについて研修の場というふうに考えていただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 実は私は桜に住んでおりますが、正直申し上げまして桜においては町内会の取り組みが無いのか、そういう研修の場っていうのは、正直言って受けた記憶はございません。私は最近知ったんですが、道では北海道の地域防災マスターという制度を設けたそうございまして、そのマスター制度においては、それぞれの今は総合振興局ですから、そこから道の委嘱として本町では2名の方をマスター委嘱をされているというふうに伺っております。そしてマスターの方々がどういうものかという、防災研修会等々に是非マスターの方々を活用していただいて、防災の平常時の活動や災害時の活動等々についてを住民に対して周知をさせていくんだということから、道の防災マスターというのが発足されたというふうに伺っております。本町の防災マスター二人いらっしゃいますけれども、それらの活用の仕方というのは、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

本町防災マスターは、実は4名おります。標茶市街には1名でございますが、各地域に3名ほどおります。4年ほど前に道が推進をした事業でありまして、元消防士の方等を対象にした本人からのご希望を募ってマスターの称号、研修をした後にマスターとしての認定をしているということでもあります。議員おっしゃったとおり、地域に根ざした防災活動を推進する立場の方というふうになってございます。それは研修会等、各町内会活動の中において活動するということもありますし、町からの要請がある場合については、その研修の講師となっていただくということも、マスターの方たちは認識しているところでございます。昨年の土砂災害、塘路、シラルトロでもございましたが、土砂災害の際も一住民が地域の中にもございましたので、その際の検証等をしていただいているところでございますし、災害時の訓練に関しての避難の呼びかけ等を、4人の方についてはそういう考え方で、研修もしくは安否確認の推進、それから情報の提供という各地域ごとの活動内容をするということにもなってますし、今後検討して参りたいというふうに思っております。以上です。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 大変失礼いたしました。私自身2名だっというふうに認識しておりましたので、4名ということですので訂正を申し上げたいと思えますが、地域自主防災ということで、地域も町内会も含めて積極的な防災に対する研修会というのは必要になってきますし、特にマスターの方々がいらっしゃるということを、町内会も町民の方々も認識をされていないのではないかと私は考えております。これは道の仕事ですから道が本来

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ピーアールをするべきなのかもしれませんが、町と連携をしてっていうふうになっておりますので、是非マスターの方々を活用するような、そして町内会に対してもマスターを利用するような取り組みを指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

深見議員の質問の際にもお答えをいたしましたけども、私どもは今回の大震災において多くのことを学んだと思います。

人間はしょせん自然をコントロールできないんだと。想定した条件のもとでしか安全は確保できないんだと。今まで想定した条件で確保できなかった、じゃあ次にどうするかっていうことで、今日本中が知恵を出し合っている訳であります。私どもは、今までの標茶町で想定できうる災害の規模の中では、ある程度この防災計画の中で、住民の協働のまちづくり等々の運動等を進めていく中で、みんなで自分たちで守っていくという考え方の中で、大きな被害というのは無かったと。ただ、今回の大震災を機に世の中全体が変わった訳でありますので、今後防災計画等々については、見直すということを私は何度も申し上げております。ただ社会全体のコストとして、例えばたまたま地震がおきる、常におきる、めったにおこらない、こういったことの中で、どうやってコストを負担していくのか、そういった議論も必要な訳であります。いずれに対しましても、住民の皆さまが安心して安全に暮らしていくために私どもはどうやっていけるのか、それは行政のみならず、地域住民みんなで知恵を出し合って、これから考えて行かなければいけないとそのように考えておまして、いろんな意味で町民の皆さま方のご理解、ご協力もお願いしたいと思っておりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 十分に理解をいたしております。

町長が今申し上げたコスト負担となると、そのためにしっかりと町民に対して周知をすることが、そのことによって町民も自分たちのコストは何なのか、ということも判断するのではないかと考えますのでご質問をしております。

次に入ります。二件目につきまして、通告いたしております東日本大震災の被災地への支援についてお伺いをいたします。

平成5年の釧路沖地震の時には、全国各地から暖かいご支援をいただきました。当時を思い出し、今度は私たちが被災地へ支援する必要があると考えております。本町の被災地への支援は、全員協議会で説明を受け町民へもチラシなどで周知されましたが、その後の支援はどのようになっているのでしょうか。

特に人的支援では、今後やすらぎ園の介護職員一人が、派遣予定とも聞いております。被災地の行政職は、職員は毎日の業務で疲労困ぱいしていると言われております。町行政として道の要請とは別に、独自で一般職も含めての人的支援も必要と考えますが、その後の体制はどのようになっているのかをお伺いいたします。また、被災によって家畜を残し

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

たまま避難せざるを得ない農家をテレビで見聞きしたときに、基幹産業を酪農としている本町として、JAとの連携などをし、独自の受け入れ体制の支援策をとることができないのでしょうか。復興は長期にわたることも考え、積極的に支援策を講じるべきと考えますがいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、「被災者への支援について」お答えをいたします。

被災者への支援につきましては、過去に釧路沖地震等で被害を受け、全国各地の皆様のご支援を受け今日がある本町におきましては、できうる限りの被災地への支援を実施してまいりたいと考えております。

支援物資等については、町広報誌等を通じて支援内容をお知らせしておりますけれども、今後は、道を通じて依頼がある場合に対応することとしております。

また、人的支援につきましては、町消防士の派遣を2回にわたり4名の派遣を終了したところでありますが、現在、介護職員の派遣要請が北海道老人福祉施設協議会から来ておりますので、1名の職員を7月に12日間の日程で仙台市の施設へ派遣することとしております。

一般職員の派遣要請につきましては、本町単独での派遣は現地との調整等、混乱を招く恐れがあることから、道又は道町村会を通じての派遣依頼に対し、釧路町村会として対応することとしております。

また、酪農を基幹産業とする町として独自の支援策をとるべきとのお尋ねであります。町では、育成牧場での受入、また、JAしべちゃにおいても協力の意向を表明されておりますが、前段申し上げたとおり、被災地への支援は酪農家や家畜の受入れにおいても、国の移動に関する通知に則った道の受入指針に従って行われることが原則であり、第一義的には被災地と道において調整すべきと考えておりますが、実施に当たっては何より地域住民の理解が必須であり、具体的な提案等ありましたら関係機関との連携による協議を開始してまいります。本町といたしましては、今後ともできうる限りの支援をと考えておりますので皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君

○9番（鈴木裕美君） 町長の答弁のとおりだっというふうには理解はいたしますが、独自の支援ということで町村会を通じながらもするんだろうけれども、今回道の要請を受けて人的支援をしていくということなんですが、単独において、たとえば労働組合においては、現地にがれきの撤去等々で本町からも行っておりますし、あるいは本町の自治労の組合員の中でも労働組合として、窓口どこか通じながら行政への支援ということで、現地に出向いて行っていることも聞き及んでおります。町村会を通じながらにしながらも、積極的に支援というのはしていくべきではないのかなってふうに思いますので、もう一度伺いたいというふうに思います。さらに家畜の関係でございますが、道の受入方針が決まった

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ってふうには以前町長から伺っておりますが、そのことによって本町として方針がきまったとするならばできないのかどうか、もう一度伺っておきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 二点についてのごお尋ねだと思いますけども、私どもは震災発生当初からできる限りの支援は実施したいということに関しまして、町村会、総合振興局、道を通じまして伝えております。家畜の受入等についても、多分本町が一番最初に提案をしたのではないのかなと思っております。しかしながら、家畜の問題で言いますと、現状福島県からのいわゆる避難手順の避難をさせる、移動させる手順が国において設定されるのが非常に遅くなりまして、その間にその手順に則らない移動等がありまして、その移動によって道内で大きな混乱が引き起こりました。従いまして、道が福島県からの移動に関して、全国に対して要請をして手を上げたところのほとんどで、放射能汚染に対する消費者からの避難が集中をいたしまして、ほとんどの地域でもってそういった牛を受入れるのであれば、不買運動もじさずとそういう声がありましたし、北海道においても現実問題として日高地方のある町村においては、非常に大きな問題となっております。先ほど申し上げましたように私どもは、国が申し上げた手順に則っていわゆる福島からの移動がされ道においてもチェック体制等々のそういったことが守られるのであれば、そして標茶町さんどうでしょうかといったそういった申し出があれば、まず第一に町民の皆様、地域の皆様にごこういったことを提案申し上げ、関係機関との協議をし、そして了解が得られた場合に受入をするとそのことが一番大事ではないのかと思っておりますので、ご理解をいただきたいとおもいます。また、人的支援につきましては、議員がご指摘になったように自治労から1名を派遣させていただきました。私も一般職員の派遣に関しましても同じように道、町村会を通じて手を上げてますけど、一向に指示がないということで過日、自治労の方ともお話をして町として派遣するのは、自治労であろうと何であろうとかまわないので、是非自治労さんのほうからそういった要請があれば、各担当において協力をして何とか支援をするので、積極的に参加してほしいということを申し上げます。

自治労さんにおいては、過去の阪神淡路以降、数多くの震災等においてすでに支援の実績をしておりますし、ある程度のマニュアル等々が確立されているという具合に伺っておりますので、今後におきまして私は道、町村会という要請も当然ですけども、自治労さんを通じて要請があった場合には、自治労の皆さんとお話をしながら町として支援をするということに関しては、積極的に対応してほしいということを職員に指示しておりますので、是非ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 是非、うちの町として積極的な支援を講じていただきたいことをお願いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

休憩 午前11時58分

再開 午後12時59分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君）（発言席） 先に通告してある件について質問を行います。磯分内中学校の統合ということであります。

一昨年12月の磯分内地区町政懇談会において、磯分内中学校校舎の耐震検査が発表され、結果補強工事を行うことができない建物であるということでありました。

以来、磯分内地域では、中学校PTAをはじめ磯分内全体の連合町内会での会議でも何度も話題となってきました。今後、本町中学校との統合も選択肢となっていると聞いておりますが、教育委員会では磯分内の学校関係者との協議がなされているか、内容はどの様になっているかを伺います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 6番・黒沼議員のご質問にお答えいたします。

「磯分内中学校の統合について」のお尋ねであります。行政報告で申し上げましたとおり、平成23年度末をもって磯分内中学校を標茶中学校へ統合することで、地域、PTAとしての結論に至りました。

これまでの経過については、磯分内中学校校舎の耐震調査の結果、耐震性のないことが判明し、その結果を平成21年7月から3回にわたり、磯分内中学校及び小学校のPTAの方々へご説明し、あわせて、将来の児童・生徒数の推移、教職員定数の配置、学級編成なども情報提供する中、「今後の磯分内中学校のあり方」について、その後PTA、地域全体で将来の方向性を協議していただきました。

昨年11月の小学校・中学校PTA合同臨時総会、そして今年5月26日の磯分内連合振興会総会において、「統廃合は地域の子どもの将来を最優先に考え、止むを得ない選択」として承認されたことを踏まえて、6月6日に磯分内連合振興会長、磯分内中学校PTA会長、磯分内小学校PTA会長の3者による統廃合に同意する旨を書面で頂きました。

今後は、統廃合に向けての詳細な事項について、PTA、地域、学校と十分協議させていただき、諸準備、手続きを進めて参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 今、教育長から地元のPTA、町内会関係者とのお話し合いでは、統合止む無し、このような結論が示されたと、こういうふうにお聞きをいたしました。

私も地元でありますから、時間こそ後になりましても、そのような話し合いが何度もあったということは知っております。今後いつの時点で、9月になりますか、12月になり

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ますか、年明けになりますか、いつの時点で統合を決定するようになっているのか。それから本校と標茶の中学校と統合した時点でどのような中学生の人数になるのか。もうちょっと具体的に西部地区の上オソベツとか、中オソベツとか、あとお隣の弥栄とかからもスクールバスで通学して本校のほうに通っていると思いますが、全体を合わせるとどんなような次年度、24年度の生徒の数になるかについてもお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいとお思います。

正式な手続等につきましては、条例との改正ともありますから12月議会になろうかと思っておりますし、子供たちの数でございますが、現在は140名で、磯分内の生徒数が14名ということで、合わせますと現在の数値では154名ということになろうかというふうに思っております。これにつきましては、弥栄、あるいは上オソ、沼幌の子供たちも含んでの数字だということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 磯分内は今3学年全部で14名ということで、スクールバスで通っている人数は詳しく知りたいと思えますが、分かりませんか。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

今年度、23年度スクールバスで通学している児童生徒ですが、2路線通ってございます。上磯線、開成線。上磯線なんですけど、世帯が5戸で小学校5人に中学校1人。開成線につきましては、4戸で小学校3人、中学校3人です。ですから中学生で現在4名の生徒がスクールバスで通ってございます。24年度の想定でございますけども、今現在の6年生から中学2年生までの関係で申し上げますと、いまスクールバスで通っている方の部分で6年生から中学2年生まで4名、市街地の生徒の数が11名ということで、実際に磯分内から標茶中学校に通う生徒は15名というふうに現在は推計をしております。

○議長（平川昌昭君） 6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） スクールバスの運行の内容は、10人乗りだったり、15人ぐらいまで乗れるのかなと思えますけど、充分スペースがあるのではないかなというふうなことで今押さえました。私も磯分内のことは地元ですから振りかえりますと、この学校校舎はコンクリート二階建てでありますけれども、私が通った時は木造で、吹雪が突き抜けて行くぐらい隙間だらけのオンボロ校舎でありまして、昭和22年に開校しております。私は余計な事ではありますけど9期9回目の卒業生で、この当時は2クラスありまして40名、40名で80名、3学年で200数十名の賑わった学校でありましたが、今は十数名の生徒しかおらない、本当に少子化が言葉で言うよりも現実、磯分内の状態のことを言っているのかなあとこう思います。これから十分教育委員会をお願いしたいのは、十分地域の意向をくみ上げて、統合も止む無しというようなことになりましたら、ひとつ今は反対運動は起きていないというふうに私は考えておりますけども、円満な統合を進めていただくようお願いをし

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

まして質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） ご答弁いららないですか。

○6番（黒沼俊幸君） いません。

○議長（平川昌昭君） 以上で6番・黒沼君の一般質問を終わります。

次に4番・本多君。

○4番（本多耕平君）（発言席） 4番・本多です。初めての質問ですので緊張して色々私の質問が町関係者の方に十分な理解をいただけるかどうか、ちょっと疑問でありますけれども、精一杯私の思いを、また、皆さん方、町長の答弁を伺いたいとこのように思います。私は基幹産業の酪農であります振興政策について一点、二つ目に農業共済組合の合併に伴う問題についての二つに、私はしばってお聞きをしたいとこのように思います。

本町の基幹産業であります酪農の更なる振興政策について、基本姿勢を伺いたいとこのように思います。酪農を取り巻く環境は、常に曲がり角農業とか、ゴールなき拡大、更には古い言葉かもしれませんが3K農業、いわゆる苦しい、きつい、汚いこんな農業と云われてまいりました。本町においては、30年代には約700戸の搾乳農家、50年代には500戸、現在に至りましては搾乳農家戸数が300戸を割ってしまった状況でございます。離農急増の原因、要因については色々考えられると思っておりますけれども、一つには大型化、近代化される経営についていけない農家、更には立地条件が極めて悪いところ、経営者の病気、事故によるもの、更には後継者不足によるもの、経営者が高齢になって営農続けない人、あるいは債務超過による経営の行き詰まり等、原因、要因は限りないことが考えられます。さらに近年WTO、EPA更にはTTP交渉、この問題が生産者、経営者に大きな不安と動揺を与えております。私はこれ以上の農家減少は、地域の破壊、しいては標茶町の崩壊に続く道と言っても過言ではないと思っております。農家の減少は地域の人口減、それに拍車をかけ小中学校の廃校、地域コミュニティーの崩壊、農地の荒廃による資産価値低下による債務超過経営の行き詰まり等など、更には消費の減少による商店街の低迷、それに何よりも行政としてのまちづくりのための投資の費用対効果の問題に変わりないことから、負の遺産が山積していると私は思います。本町の農業政策は、従来そして現在、支援助成事業等など多くのメニューがありその努力には私は敬意を表しますが、今一度4期計画達成のためにも以下4点について町長にお伺いしたい、このように思います。

一つ目に農家戸数の減少は、多種多様な問題を引き起こしておりますが、その為には、新規就農支援の充実を今後検討してはいかがでしょうか。特に、実習生の生活環境の整備の為にも住宅の確保、更なる資金助成、啓蒙活動などが必要と考えますが、町長いかがでしょうか。

更には、ニューホーム協議会の実践はどの様になっているのでしょうか。他町村では国際結婚も視野に入れた活動をしているようですが、本町ではそのような国際結婚についての取り組み、検討については、考えておられないのでしょうか。いかがでしょうか。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

次に本町で、会議設定しております農業振興会議は、本町農業の振興策について協議するための設置と私は理解をしております。その実態はどの様になっているのでしょうか。平成22年度の会議の実態、また機能が十分発揮されているかどうかお伺いをいたしたいと思います。

協働の町づくりの為にも、私は今こそ行政と経済団体特に基幹産業のJA農協と農業振興政策を真剣に協議する時ではないかと私は考えております。

その四点について町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 4番・本多議員の基幹産業の振興政策についてのご質問にお答えをいたします。

まず一点目の新規就農支援についてであります。農家戸数の減少を懸念しているということにつきましては同様の認識をしております。これまでもいろいろな場面でJA役員に対し、何とか離農に歯止めをかけられないか要請等を繰り返しております。しかしながら、最終的には個々の経営の問題であり、規定以上に経営が悪化した部分については支え続けることができないというJAの判断であることをご理解願いたいと存じます。

ご指摘の新規就農施策の充実、特に研修中の住宅確保については、過去にJA内部で専用の集合住宅の建設が検討された経過がありますが実現に至らず、現状は町営住宅や民間賃貸住宅を活用しております。しかしながら住宅難により研修を断念するケースは発生しておりません。また、資金助成については他産業への支援策とのバランスなどを考慮し平成16年に条例改正を行った経過があり、経営自立安定資金の交付はなくなっていますが、最も金額の大きいリース料の助成につきましては、それまで町のみで2分の1助成していたものを現在は町とJAで4分の1ずつ助成する形になっており、また、特別措置条例の中に経営継承型の新規就農を定義するなど近隣町村の条件に比べ遜色ないものであると考えております。啓蒙活動についてはさきにJAが行った地区別懇談会のなかでも経営継承制度の認知度が極めて低いことが明らかになっており、広報しべちや7月号から継続して農業コーナーを設け、断続的な制度周知を行うなど、今後充実を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

次にニューホーム推進協議会の活動と国際結婚に対する考えであります。現在は札幌と釧路近郊地域を対象にした酪農体験受け入れ事業、NPO法人マリッジカウンセリングセンターと連携した婚活研修と交流会への参加、北海道農業青年と関西女性との交流推進協議会主催の交流会への参加があり、これら出会いの場や自己研鑽の場の提供が主な活動になっております。事業成果イコール成婚数という考え方には、全面的に賛成はいたしかねますが、最近では平成19年度の事業が縁で昨年成婚に至ったケースがあります。

海外を対象とした事業展開については、協議会の中で話題になったことはありますが、町内の酪農後継者と親御さんを対象にしたアンケートでは、距離感や文化の違いはないほうが良いという意見が多かったことから、関西を中心に募集していた酪農体験受け入れ事

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

業を道内にシフトした経過があります。成婚後も長く安定して経営を続けてもらうことを第一義に考えたとき、海外ではあまりに文化の違いが大きく、ニューホーム推進協議会として取り組むことは時期尚早との考えでありますのでご理解願います。

次に農業振興会議の状況ですが、農業振興会議は町内の農業関係機関、団体で構成しており、実務者レベルの幹事会で課題整理のうえ各団体の長で会議をする形をとっております。昨年は1月に幹事会、4月に農業振興会議を1回ずつ開催しておりますが、特に平成22年は口蹄疫やT P Pといった緊急を要する重要課題が連続し、それらの対策協議などで意見交換や意思疎通を図ってきております。機能が発揮されているかとの問いですが、町内の農業関係者が一堂に会し、情報交換をし、本町農業の振興について幅広いご意見を伺い、議論される場としての機能は発揮しているものと考えております。

次に農業団体と真剣に協議するときではないかとお考えについては、これまでも課題解決や本町農業の将来に向けては真剣な議論を重ねてきたつもりでありますし、今後においてもそのための努力を続けてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 再度、お聞きをしたいと思います。

最初の新規就農の問題でありますけれども、前段町長もお答えになりましたように、離農する農家についての問題、これは非常に問題が山積しております。なかなか食い止めることは非常に難しい訳で、当然、離農を食い止めるためにJ Aとの、あるいは団体との協議をしながら、一戸でも減らさないようにどうしたらいいのかなと協議していただく訳ですけれども、しかし、私がここで申し上げたいことは第一に申しましたように、これ以上農家戸数を減らさないという一つの条件として、新規就農というものを重んじていただきたいということを訴えたい訳です。前段申し上げてますように地域の崩壊というものは、町場と違いまして郡部は農家が減ることによって何回も繰り返しますけれども、農家戸数が減る、人口が減る、それによって小中学校が廃校になる、その行く末は地域が崩壊することは、町長も十分ご存知だと思っております。そんな中で是非とも、ただ就農の支援を謳っていただければいい、やっていたらいいということではなくて、現実的にもっと一戸でも就農できるような方策はないのかと、それをもうちょっとJ Aあたりと詰めていただきたいと思っております。金銭的な問題、啓蒙活動についても、これは進めますという前向きな町長の答弁をいただく訳ですけれども、書類を見ても今までの検証を見てもやってきました、協議会をつくりましたと具体的な結果論が出ていないと現実的に非常に寂しく思っています。そんな意味では、今一度離農を防ぐということと同時に、戸数を減らさないってことに重点をおいていただく支援、農政づくりを考えていただきたいと思いますこのように思います。

ニューホームの問題ですけれども、確かに成婚の率は低いというふうには聞いておりますし見ております。しかし、結婚できない青年が年齢層でどれだけ今管内にいるかということ等を是非とも今一度調査をするなり、将来は嫁さんがいない、年をとってくということ

とで、恒久的なことを考えれば離農につながる、あるいは休農につながるっていうことは、目に見えております。是非とも現実の問題を恒久的な問題としてぜひ、ニューホーム対策については、真剣に今一度お考えを直していただきたいとこのように思います。農業振興政策については、書類を見ますと知識人、農業団体方々がメンバーになっているのですが、私は今の農業政策をみる時に関係者だけではなくて、更に消費者であるとか、市場関係者であるとか、幅広い人たちの会にさせていただいて、その中でまちづくりのための農業政策の確立のために農業振興会のあり方をいま一度、考えていただきたいとこのように思います。私先般まで農協の運営に携わったものですが、JAと町が農政の面で本当にひざをつき合わせて、できれば年一回とか、二回とか、今だからこそこのような大事な時であるからこそ真剣にまちづくりの農業政策のために責任をもつ農協と行政とが、今一度話し合えるような場を真剣に作って将来の農業政策、まちづくりのために会議を設けるような場を是非ご検討していただきたい、このように思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろんなご意見がありますので、それについて私から一方的に否定する何ものでもありませんけども、先ほどもお答えを申し上げましたとおり、新規就農の支援施策につきましても、私は十分JAさんと協議をしながらその重要性については、私も平成11年から担当課長をやっておりましたからそのことについては十分協議を申し上げて何とか強化をできないかということは、図ってまいりました。ただ議員も先般まで農協の経営者として勤められておられたので、ご理解をいただけたと思いますけども、目指す方向は同じところを向いても組織の目的、手法等には違いがあるわけでありまして、その中でこういった協調、協力、連携ができるか、そのことが大事であります。私どもとしては、行政としてできうるだけの支援というものを先ほど申しましたように他産業との公平性等々もある程度勘案をしながら、政策を組み立ててまいってきたつもりであります。ただ結果としては、そのようになっていないということも実態でありますけども、ただ今後その事をどうしていくのかに関していった時には、やはりJAさんとの話し合い、JAさんとしての経営判断というものを私どもとしては尊重せざるを得ないということも是非ご理解を賜わりたいと思います。

ニューホームの関係でありますけれども、当然町内にこういった農業青年がどういう状況になっているかというのは、調査といいますか、実際には数字は私どもとしては持っております。ただこれは個人情報でありますので開示はできませんけども、そういった中でこういった施策がいちばん重要なのか等々につきましては、これも関係機関と色々お話をさせていただきながら、またJA女性部それから推進委員の皆さん方にもご意見をいただきながら、可能性の高いものについては取り組んできたという具合に考えております。しかしながら、いつも議員の皆さまからご指摘があるのは、何といたってもこれは青年の意識の問題なんだということを、常に私どもは言われております。実際に酪農体験等々を企

画してもですね、農業青年の皆さまから参加したいという意思が示されることが非常に少なく、農業関係者、JA、私どもの担当者もそうですけども人数集めに苦慮していると、それが実態であります。そういった中でどういったことが必要なのか、研修等々を通じて農家青年のみなさん方の意識を少しでも変えていただくような努力というものを、これからも続けてまいりたいとそのように思っております、決してこのことに対して真剣に取り組んでいないということではありませんので、是非ご理解を賜りたいと思います。

農業振興会議等々につきまして消費者等のご意見につきましては、私も非常に貴重なことだと思いますし、農業施策を進行する場合に、消費者の皆さんの理解を得なければ農業施策というのは組み立てられないことを常々申し上げております。

従いまして、色々な問題等が出てきた場合に、農業者だけでなく消費者の皆さん方のご意見を受けたまわりながら、たとえばTPPの問題等々につきましても、ご理解をいただきながら施策の展開を図ってきておりますので、ぜひ理解をいただきたいと思います。農業振興会議そのものに、正式に委員として消費者の皆さんに参加いただくかどうかにつきましては、もう少し振興会議の皆さんのご意見を承って進めてまいりたいと思っておりますので、是非お願いをいたします。それから農協との意思疎通といいますか、もっとすべきではないのかなというお話しでありますけども、去年は先ほど申し上げましたように緊急を要する問題が連続をいたしましたので、その対応等で話をする機会が非常に多かったものですから、特段そのための場というのを設定しておりませんでしたけども、これまでは何回かに分けて商工会の会長さんも入っていただいて、三者でお話を情報交換をする場を設けてきた経過がありますし、これからはそういったことも継続してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） ありがとうございます。

今の町長のご答弁を聞きまして、どうか私どもの願う基幹産業の施策には、更なる振興については、ご努力を願えればと思います。その中で町長もおっしゃっておりますけれども、民間でできること、更にまた行政ができることが一体となったなかでの協働のまちづくりというのが今こそ必要であると思っております。どうかそんな意味では、受身ではなく是非能動的に前へ進む町政を今一度ご検討願ひ進めていただきたいとこのように思います。

続いて二つ目の質問でございますけれども、後ほどの議案にも出てまいりますけれども、定住自立圏形成協定、これについて色々勉強してまいりました、読んでまいりました。いかに本町の人口を減らさないで定住させるかという協定になろうかと思えます。そんな中で私は今回の農業共済組合の根室、釧路地区での合併問題が、平成26年を目標に進んでいると聞いておりました。本町の振興にとっては、この誘致は本当に欠かせないものであると思っておりますけども、本町として本部の誘致に積極的に関与といいますか計画をされているのか、まずそれからお聞きしたいとこのように思います。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君

○町長（池田裕二君）（登壇） 農業共済組合合併に伴う本部誘致についてというご質問にお答えいたします。

農業共済組合の合併については、議員ご指摘のとおり平成25年度末を目途に道内の農業共済組合を5つにするという方向性で協議が進められており、現在本町に本部を置く釧路地区農業共済組合は根室地区が合併の対象と伺っております。合併によりただちに事業所や職員が減少する可能性は低いのではという観測もお聞きしておりますが、組合長などの役員は減少せざるを得ないわけで、最終的には本部所在地に人的集約が進められる懸念はあると考えているところです。

本町にとって人口減少下での大型事業所の合併問題でもあり、本町に本部が置かれることが望ましく、過日、組合役員にもお手伝いできることがあれば前向きに検討したいとの意向を伝えております。

しかしながら申し上げるまでもなく、農業共済組合は、農業災害補償法で設置が規定されている団体であり、組織・機関の合併、改廃は組合員や選出された役員により協議、決定されるものであり、また、根室地区の本部所在自治体も同様な考えを持っていると推測をされますので、釧路地区農業共済本部等に打診したり計画的に進められる性格のものではないこともご理解いただきたいと存じます。

また、現在は事務方において合併に向けたシミュレーションを行っている段階と伺っており、この局面で本部設置場所を論じることは無用な影響を与えかねない非常にセンシティブな問題であり、本町に本部を設置してほしいという意向は明らかにしながら、今後も情勢の推移を注視しつつ適切な対応がとれるよう努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） この共済の合併問題については、まさに今の町長答弁のとおりだというふうに私も実は理解しております。先般、私も共済の千葉組合長とも色々と懇談をしてみました。過日、町長が組合の方に向むいて、誘致についての多少お話もあったと、どのようなということで経緯についても色々お話をしたということも実は伺ってまいりました。ただ私は他町村、あるいは釧路、根室の両方の組合が、事務的処理をしていると、そして更に一步一步合併に向けて進んで行くんだという方向が聞いております。そこで私は今のこの標茶にとって、いまこの本部には約17名の正職員がいる、更に非常職員がいるということで、これが合併になることによって本部誘致のところには職員が集約されるわけですから、はっきりした数にはならないけれども、概ね30名ぐらいの職員にはなるんだろうと、そんな中で今の共済組合の用地、敷地を、組合としては道路をたとえば町道並みの認可をしてほしいですか、更には事務所の増改築にはできれば町が協力してもらえないのかとか色々組合の方から要請があったようですけども、現段階ではということ

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

でなかなか良い返事がいただけなかったということでもありますけども、私は町長のひたむきな考えは分かりますけれども、今こそいち早く釧路地区共済に標茶に本部を持ってきてくれと、もし標茶にきた場合にはこのようなお手伝いをいたしますというようなメニューを持たないで、気持ちだけ町長がんばれやと、本町に持ってきてほしってということでは、なかなか釧路全体の組合の理解は得られないだろうと、例えばもってきていただけるのならこれだけのことはいたします、標茶としてはこれだけのものは用意いたしております、というくらいの前向きなメニューを持たないとなかなか他町村、強敵な管内、根室ですから、なかなか釧路には私は厳しい気がいたします。是非そんな意味では、町長ここで標茶にぜひとももってきてほしいと、もってこらせるんだということ、是非釧路地区共済の方をお願いをするようなことはできないでしょうか。お聞きいたしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時40分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 先ほどらいよりこの共済の合併に伴う本部の誘致問題でありますけれども、是非農業者として私は一農業者でありますし議員でもありますけれども、是非とも関係団体としては、釧路管内に本部をという気持ちを多分もっておられると思います。そんな意味では、是非今の本部がどこへという時には、本町としても是非前向きな協力をしていただけるようお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 以上で、4番・本多君の一般質問を終わります。

次に、10番・田中君。

○10番（田中敏文君）（発言席） 二点について一般質問をいたしたいと思います。

一点目に市町村のバイオマス活用推進計画についてであります。

バイオマスタウン構想については、「バイオマス・ニッポン総合戦略」平成14年12月閣議決定に基づき全国で318地区で構想書が公表されましたが、本町においては参画しなかった経緯があります。その後、平成22年12月に総合戦略に代わるものとして、バイオマス活用推進基本法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定されたことから、バイオマスタウン構想の募集は平成22年度をもって終了し、市町村は「市町村バイオマス活用推進計画」の策定に努めるものとされました。

本町は、国、道の動向を見極めながら策定をされると思いますが、クリーンセンターの耐用年に合わせた、バイオマス処理方法を検討されているのか、又、家畜排泄物・汚泥を使ったバイオマスの新たな産業振興になると私は考えますが町長の見解を聞きたいと思います。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 10番・田中議員のお尋ねにお答えをいたします。

クリーンセンターの耐用年に合わせたバイオマス処理方法の検討でございますが、現在、クリーンセンターで処理している生ごみについては焼却処理を行っているところでありますが、建設後16年を経過し、焼却炉の劣化も進んでいることから、今後の一般廃棄物の処理について、検討している段階であります。

お尋ねの生ごみのバイオマス処理方法につきましては、一般廃棄物全体の処理方法の中の一つとして検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、家畜排せつ物のバイオマス利用については、副産物である消化液の肥料としての効果が高く、臭気対策としても有効であり、行政報告をいたしました水質汚濁防止の観点からも重要な選択肢の一つと感じております。しかしながら、現状ではバイオガスプラントを設置するとなると、初期投資だけでなく現在の制度では多額の維持経費も必要であり、国産技術の開発も不可欠であります。今後、福島県での原発事故を起点とした新しいエネルギー政策に注視しつつ、関係機関とも協議検討を進めていきたいと考えております。

そして、これらを総合的に勘案する中で必要が生じたときにはバイオマス活用推進計画の策定について検討すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 今町長の答弁をお聞きいたしまして、バイオマスを使ったガスの部分、多額の投資、また費用対効果を得れる方法が出てからということで活用の推進基本法に基づく策定をされるのかなど。ほかにどうしても汚泥という部分で私一般質問させていただいた部分でいきますと、汚泥という部分でいけば家畜排泄物以外に塘路湖の汚泥、それにシラルトロ湖等の汚泥とも含めての私の一般質問だったのかなど。この項目の中にちょっと提示しなかったんでお聞き出る範囲内でもって、塘路湖、シラルトロ湖の汚泥についてのバイオマスのガス等々のものが考えるものがあれば、町長の見解を今の段階であれば、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 1 3 時 4 5 分

再開 1 3 時 4 6 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

議員ご案内のようにバイオマスというのは、定義としては物質循環に組み込まれている全ての生物有機体、これの生物現存量、生物量、これをバイオマスという訳でありまし

て、色々なものが想定をされますし、生態活動にともなって生成されます植物、動物、微生物、代表例は樹木でありますけども、現在ではその有機系廃棄物つまり樹木から排出されます木材、廃材、それから動物の活動に伴って排出されます家畜糞尿であるとか、生ごみ等々も全て含まれる訳でありまして、ただ、今議員のご指摘がありました湖水の汚泥等につきましては、私どもとしては今までその実態について正確に把握した経過がございませんので、現地点においてこういった考え方をということになりますと、国のエネルギーの見直しの中で再利用を可能なものについて国としてこういった指針が示されるのか等々をある程度見据えながら、本町で広く賦存をしておりますとりあえずは家畜糞尿をしたバイオマスであるとか、木質資源のバイオ、それから太陽光、風力等々の可能性につきまして検討していきたいと思っております。ただ、これを検討する場合に一番重要なことは、多分田中議員の以前の質問にもお答えをしたと思っておりますけども、エネルギーとして国がこういった支援施策をするかでありまして、太陽光につきましては、先般、太陽光サーチャージということで電気料に賦課することで、電力会社に買い取りを義務付けさせたという経過がありますけども、その他のエネルギーから再生されるものについては、まだ国としては明確な指針を示してないというのがご案内のとおりだと思います。

それを受けて本町においてこういった再生可能エネルギーとして、再生可能資源として何が重要か、何が可能かについては、それを受けてから検討してまいりたいと思っておりますけども、現時点においては太陽光と家畜糞尿といった二つが考えられるのではないのか、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 10番・田中君。

○10番（田中敏文君） わかりました。

次に先輩議員2名防災対策についての一般質問はされておりましたけども、私地域の1住民といたしまして、この震災をみながら一点だけについて一般質問をさせていただきます。

防災対策についてです。東日本大震災の例を見ますと、地域会・町内会の第1次避難場所から災害対策本部への連絡手段として、無線連絡が取れるシステムを緊急に整備する必要があると思っておりますが、町長の考えを聞きたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に防災対策として、無線連絡が取れるシステム整備の必要性についてのご質問にお答えをいたします。

災害発生時における各地域会町内会の避難所から災害対策本部への通信確保につきましては、NTT回線及び消防無線を現在利用しておりますが、災害発生時の通信手段の遮断及び混線時は、行政防災無線利用についても、今後の町防災計画の見直しにあわせ、整備の内容の検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

10番・田中君。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

○10番（田中敏文君） 2名の議員が無線についても聞いておりますし、今後標茶町の防災計画につきましては、議会等々でまた意見の交換等ができると思いますので、私の一般質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で10番・田中君の一般質問を終わります。

次に2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） この度、町民の皆さまの多大なるご支援をいただき、晴れて議場へ上がる大役を仰せつかることができました。町民の方々の郷土に対する愛情をひとつひとつ育て形にして行くためにも、理事者、職員の方々とは時には議論、相談しあい、時には標茶の将来の夢を語り合い共に豊かなまちづくりを目指して行きたい所存でございます。若輩者ではありますが、何卒ご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。改めて一般質問に入らせていただきます。

小泉政権時の規制緩和政策以降、派遣労働形態の定着と先行きの見えない不景気により、標茶町でも安定的な雇用環境が少なく、町の財産でもある人材、特に新卒者、Iターン、Uターンを希望する若手の人材が、他地域に生活を求めざるを得ない状況に町の将来を危惧する町民の方々も少なくないのが現状であります。「標茶町に居たくても働き場所がない」その言葉の根底には標茶に対する郷土愛があり、その思いを無駄にしたいくはありません。

人口減少による負の影響に対応すべく、雇用対策は急務であるかと考えております。企業誘致・酪農業を中心とした産業の再構築等に関する見解を踏まえ、標茶の産業の未来像について所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・長尾議員の人口減少問題と雇用対策についてお答えをいたします。

近年における本町の人口動向をみますと、雪印乳業磯分内工場が操業を開始した昭和35年の国勢調査人口をピークに、その後、行政機関や事業所の廃止などにより人口が減少し、直近の平成22年国勢調査速報値では8,278名で、全国の山村漁村と同様な傾向となっておりますが、このことに関しましては、第4期総合計画策定にあたりましての住民懇談会、議会特別委員会並びに総合計画審議会から、人口漸減を危惧するご意見、ご答申をいただいております。大きな課題として認識しております。

この課題を解決するためには、雇用対策が急務であることのご意見に意を同じくするものであり、皆さま方のお知恵をいただきながら積極的な対応を図ってまいりたいと存じます。

お尋ねの標茶の産業の未来像についてであります。ご案内のとおり、本町の基幹産業であります酪農につきましては、昭和31年の釧路内陸集約酪農地域の指定以後、広大な土地資源を活用した草地型酪農が広がり、今日的な成長を遂げ、近い将来においても本町経済を牽引していく産業であろうと考えています。

まずは、この基幹産業を支える個々の経営の安定的な成長を目指すことが肝要であり、

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

そのことにより二次産業、三次産業の活性化が図られるものと考えています。

酪農畜産業を中心とした、域内循環が高い他産業波及型の事業の構築がさらに必要であります。すでに民間団体により新たな製品が生まれ、意欲的な研究も進められておりますので、今後の展開をも期待し可能な支援をしてまいりたいと考えております。

企業誘致等による雇用の拡大であります。これまでも施策の展開をしてきたところではありますが、これまでは、家畜飼養に最適の条件を評価されての進出や通信網の発達と本町の良好な環境とがあいまって進出された企業もあり、今後の展開に期待をしているところであります。

また、道東の中心でもある地理的条件や雄大な自然、豊富な水、冷涼な夏、といった本町の有する財産の価値を積極的に発信を続け、観光や物流、移住等々の可能性を今後とも追求してまいりたいと存じますが、この実現のためには、多角的な取組が必要であり、また、生産者と消費者の理解、経済団体の連携、財政状況を見据えた第4期総合計画の確実な展開をしていくことが必要と考えていますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） いま企業誘致の件と酪農業中心とした産業の件についてお話しをいただきましたけども、ひとつそれを踏まえた上で伺いたいんですけども、ちょっと私の不勉強の部分が大きいんですけども、例えば行政として他の行政の方に研修会ということで出向いて企業誘致のお話とかそういった情報交換とかされた経緯というのは今まであったのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 本町は北海道移住促進協議会の方に加入をしております。今回も総会の方に出席しております。その総会が終わった後に意見交換、交流会等含めて担当職員を出して勉強させてきております。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） ありがとうございます。以上でございます。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番・長尾君の一般質問を終わります。

次に13番・川村君。

○13番（川村多美男君）（発言席） 先に通告いたしました2点について一般質問させていただきます。一点目は、やすらぎ園の入居待機者解消に伴う中間施設と医療機関併設の介護施設の設置についてでございます。

本町唯一の特別養護老人ホームやすらぎ園の入居待機者は数年に亘り100人前後存在し続けている現状であり、町民の高齢化率も年々増進し平成27年度では32%台に達し住民の3人に1人が高齢者という超高齢社会と推計もされていることから、伺います。

一点目、やすらぎ園の入所待機者の解消のため要介護度1から3程度の方が入所生活できる30床程度のユニット型軽費老人ホーム（中間施設）を設置すべきと考えますがどう

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

か。又、施設は公設で運営は民営の導入も検討すべきと考えるがどうか。

医療機関併設の介護施設として町立病院の改革プランにより空いたベット25床を要介護度4～5度の方を対象にした介護施設として活用すべきと考えますがどうか。

町立病院の空きベット利用は介護施設として新たな建設費用は不要であり、中間施設と合わせると40から50人程度の待機者解消が図られ、医療機関併設の場合、入所者が医師の診察や医療行為も受けることが可能と考えますが、待機者解消について所見を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 13番・川村議員のお尋ねにお答えいたします。

お尋ねのやすらぎ園の待機者は、本年5月末現在、要介護1が9名、要介護2が17名、要介護3が37名、要介護4が28名、要介護5が18名で、総数が109名となっております。

一点目の30床程度のユニット型軽費老人ホームを設置すべきとお尋ねであります。現在の介護保険制度での中間施設としては、地域密着型介護老人福祉施設や介護老人福祉施設が考えられますが、施設サービスの拡充は介護保険料の引上げが必要となり、仮に定員30名の介護老人福祉施設を設置した場合、現在の年間保険料5万200円から約1万円引上げすることになり、給付と負担のバランスを考慮した場合、現行保険料では困難と考えており、設置するとしても、住民合意が必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目の町立病院の改革プランの中で病床数を削減した病床を介護老人福祉施設として活用すべきとお尋ねであります。平成21年6月に釧路保健福祉事務所と協議を行っており、現在の介護保険法令の中では、病院の施設、浴室、食堂などを介護老人福祉施設と共用することはできないことから、介護老人福祉施設の指定を受けるためには、別に専用の施設を持たなければならないことになるため、削減病床を介護老人福祉施設として活用することは、困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目の待機者の解消についてでございますが、今後、団塊世代の高齢化に伴い介護認定者数の増加が予想され、本年度策定の第5期介護保険事業計画の中で、介護サービス利用者数の動向とともに居宅サービス給付費と施設サービス給付費の増加を勘案し、保険料を推計していくこととなりますが、保険料の引上げが必至の状況であり、現状での待機者解消のための新たな介護老人福祉施設については、保険料負担についての住民合意が必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 只今、答弁をいただきました。

一点目のやすらぎ園の場合は、中間施設を設置するということになっても町民の合意が必要でないかということでございました。しかしながら、待機者は依然として存在しているのが現実でございます。町民の合意ということになれば、アンケート等も今後実施

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

していただきながら解消の方に少しでも進むように町側としても取り組んでいただきたいなど、このように思うところでございます。

二点目の医療機関併設の方は、新たな認定、指定を受けるということになるのかな、そういうことで現時点では無理だということでございますが、私も昨年厚生文教委員会で白老町の方に行かしていただきまして、これ町立病院でございますが、一般病床を改造して、3階でしたか、29床だったと思いますけども、そういう形で実際に実施しているところもございますので、引き続きできれば空きベッドの利用を積極的に進めていくという観点からも検討していただきたいと思いますなどこのように考えるところでございます。最終的には保険料が、町民の負担が伴いますよということでございますが、これについても、中間施設含めて町民に今後アンケート等をとっていただいて、希望者が多い場合にはそれなりの判断も町側にはしていただきたいなどこのように考えておりますので、その点についてのご答弁をいただきたいと思っております。

○ 議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

白老町で実施できてなぜ標茶でできないんだというご質問かと思っておりますけども、これにつきましては、後ほど担当課長の方からお答えをさせていただきますけども、先ほどもご答弁申し上げましたように、現在介護保険、来年度からの見直しにむけて作業を進めておりまして、その中で6月末を目途にアンケート調査を実施しております。その中で一般認定者、もしくは認定でない方、合計で350名の方からのアンケートをお願いすることになっておりまして、そういった中でどういった回答が出てくるのかについても充分そのときしなければいけないと思っておりますけども、いずれにいたしましてもサービスの水準を上げるということは、それに伴って負担が増えるということは是非ご理解をいただきたいと思っておりますし、この介護保険につきましても、全国的に何が問題になっているのかといいますと、保険料の値上げ等々についていいますと実際にこの介護保険を利用されている方がどのくらいいらっしゃるのか、その方たちに対して町民がどれだけの負担をするかという合意形成がなかなか図られていないというのが、これはもう最初から介護保険がスタートするときからの問題という具合に指摘をされておりまして、そのことに対してなかなか答えが出てこないということでもあります。いずれにしても6月を目途に利用者の皆さん方からのアンケートを踏まえて町としての考え方というものは出していきたいとこのように考えておりますけども、先ほどの白老の件につきましては、担当課長のほうから。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 白老の場合と標茶の場合の違いでございますが、議員ご承知のとおり白老町の場合は、3階部分そのものを老人保健施設としての転用を図っております。本町の町立病院の場合2階建てでございますが、2階の中にそれらのスペースをつくるということになれば新たなスペースが必要になるということが、現在の釧路総合振興局との協議の中での指摘でございました。いまの現実の施設基準でいきますと、特に医療機

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

関の場合、ばかりじゃないですけども感染症の問題等々が非常にございますので、現在の施設基準が早急に変わるというようなことはちょっと考えられないわけですけども、これからの高齢者の増加という部分では、色々と国の施策のあり方等については注視をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） わかりました。それでは次の合併処理浄化槽の設置・普及促進による生活環境の向上についてをいきたいと思います。

本町の公共下水道事業は昭和54年度に着手し、標茶町終末処理場も昭和62年に供用開始され管内でも先進的な取り組みがされてきました。平成22年3月での水洗化普及率は57.3%となっており、磯分内地区の水洗化が供用されると65.6%になるとのことですが、標茶、虹別、塘路、磯分内の中心市街地が主な水洗化が進んでいるのが現状であることから、し尿や生活雑排水の下水道処理が困難な市外地の住宅点在地域住民の衛生的な生活環境の確保、向上を図るため、合併処理浄化槽の設置・普及を早期に推進すべきと考えるがいかがか。

次に合併処理浄化槽の設置・普及を促進するため、家族構成による処理浄化槽の大小はあると思うが、設置費用の公費助成を図り、住宅点在地域住民が着手しやすい制度導入も必要と考えますがいかがか伺いたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に、合併処理浄化槽の設置・普及促進による生活環境の向上についてであります。標茶市街、虹別市街、塘路市街に引き続いて、平成24年3月に磯分内市街の下水道が供用開始され、「全道みな下水道構想」に基づく下水道整備が完了することになります。

お尋ねの住宅点在地における合併処理浄化槽設置・普及の早期推進であります。第4期総合計画に基づき本年度は、補助事業の検討や浄化槽設置個数の把握など事務的作業を行い、平成24年度に基本計画を策定すべく、準備を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

二点目の設置費用の助成であります。これまで生活排水処理事業である、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の受益者負担金を基本に助成制度を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 最後の方の答弁になりますけども助成制度も受益者負担にせいながらしいていきたいと考えているというような答えだと思いますけども、本町の場合は冬場の凍上はかなり厳しくて、設置した後も凍上の上がり下がりが激しいと思えますけれども、今から10年ちょっと前になるんですけども北海道内の新篠津村ですか、委員会でこの合併浄化処理槽について視察研修いたした経緯がありまして、篠津村ではあまり凍

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

上が北海道の中でもないということで、大体平均したら70万台ぐらいで一基設置できるということを聞いてございました。本町の場合は、凍上からいくとかなり砂利とか砂とかそういうものが、かなり層が厚くしなければならないのかなと、こう考えますのでどの程度の試算をしているのかわかりませんが、一基につき90万ぐらいかかるのか、20万ぐらい多いのかなと、というようなふうに思っております。助成制度もできる限り住民が手を上げやすいようなかたちの助成制度ということとなると、かなり思い切った助成の制度をしいていただければならないと思えますけれども、どのくらいの、50%とか、30%とか、色々パーセンテージはあると思えますけれども、本町独自の政策といたしまして、現時点でその辺がわかれば教えていただきたいなと思えます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、平成24年度、来年度に基本計画を策定すべく現在事務作業を進めておりまして、その結果を待つて判断をしてまいりたいと思えますけれども、いずれにいたしましてもこれまで整備をしてまいってきた公共下水道事業、特定環境保全下水道事業、農業集落排水事業等々の受益者負担と著しく公平性を欠くような支援というものは困難であろうと、そのように考えておりますので具体的な数値等につきましては、もう少し作業がある程度進捗した段階で補てんをしてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思えます。

○13番（川村多美男君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で13番・川村君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 14時 15分

再開 14時 30分

### ◎報告第6号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、報告第6号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第6号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成22年度標茶町一般会計補正予算(第6号)及び(第7号)並びに平成22年度下水道事業特別会計補正予算(第4号)で議決をいただきました9件の繰越明許費の繰越計算書でございます。平成22年度歳出予算の経費うち、その性質上または予算成立後の需要に基づき、年度内にその支出が終わらない当該9事業について、予算の定め

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

るところにより平成23年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案の1ページを、ご覧ください。

報告第6号。繰越明許費繰越計算書の調製について。

平成22年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

2ページをお開きください。

平成22年度標茶町各会計繰越明許費繰越計算書。

一般会計でございます。

2款1項、事業名、公的個人認証機器導入事業、金額31万8,000円、翌年度繰越額31万8,000円、財源内訳は、一般財源31万8,000円であります。

2款8項、事業名、きめ細かな交付金事業、金額1億1,720万円、翌年度繰越額1億1,720万円、財源内訳は、国道支出金9,076万9,000円、一般財源2,643万1,000円であります。

同じく、住民生活に光をそそぐ交付金事業、金額1,900万円、翌年度繰越額1,900万円、財源内訳は、国道支出金1,700万円、一般財源200万円であります。

6款1項、事業名、畜産担い手育成総合整備事業(茶安別地区)、金額2,199万3,000円、翌年度繰越額331万7,000円、財源内訳は、国道支出金88万9,000円、その他242万8,000円、一般財源ゼロであります。

同じく、畜産担い手育成総合整備事業(標茶東部地区)、金額6,546万,300円、翌年度繰越額267万7,000円、財源内訳、国道支出金71万8,000円、その他195万9,000円、一般財源ゼロであります。

同じく、畜産担い手育成総合整備事業(虹別地区)、金額3,849万1,000円、翌年度繰越額1,120万8,000円、財源内訳は、国道支出金299万円、その他821万8,000円、一般財源ゼロであります。

同じく、畜産担い手育成総合整備事業(標茶西部区)、金額6,627万1,000円、翌年度繰越額2,023万7,000円、財源内訳は、国道支出金539万9,000円、その他1,483万8,000円、一般財源ゼロであります。

10款3項、事業名、虹別中学校(屋体)耐震改修事業、金額5,700万円、翌年度繰越額5,700万円、財源内訳は、国道支出金1,042万5,000円、地方債520万円、一般財源4,137万5,000円であります。

合計では、金額3億8,573万6,000円、翌年度繰越額2億3,095万7,000円、財源内訳は、国道支出金1億2,819万円、地方債520万円、その他2,744万3,000円、一般財源7,012万4,000円であります。

下水道事業特別会計、2款1項、公共下水道事業、金額6,402万8,000円、翌年度繰越額2,600万円、財源内訳は、既収入特定財源1,020万円、国道支出金1,430万円、地方債150万

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

円であります。

調製につきましては、平成23年5月31日であります。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第6号は、終了いたしました。

### ◎報告第7号

○議長（平川昌昭君） 日程第6、報告第7号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 報告第7号の内容についてご説明いたします。

本件は、平成22年度標茶町上水道事業会計資本的支出の繰越で、配水管整備事業の平成22年12月17日に契約いたしました釧路川横断配水管工事について、工期が平成23年7月29日までとなっていることから、工事請負費の一部を地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成23年度に繰り越したというものでございます。

報告第7号。建設改良費繰越計算書の調製について。

平成22年度標茶町上水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292）第26条第3項の規定により報告する。

次ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計建設改良費繰越計算書。

1款2項建設改良費、事業名、配水管整備事業、予算計上額1億7,010万円、支払義務発生額6,800万円で、これは前払い金でございます。翌年度繰越額1億210万円、財源内訳は、繰越工事資金で1億210万円、不用額及び翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸し資産購入限度額はありません。なお、地方公営企業法施行例第19条による町長への報告は、平成23年5月31日でございます。

以上で、報告第7号の内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 簡単な質問なんですけど、この建設繰越明許の関係で、公営企業の会計からいくと議決がいらないと。このいらぬというその公営企業という根拠的なものは、どんなふうな解釈をしたらいいのちょっと、議決がいらぬ、繰越の議決がいらぬ

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

い公営企業会計法という単純に繰り越したものを繰越明許費でやれるという企業会計法上そうなっているようですから、その考え方どんなふうな解釈に、一般会計との間でどんな解釈をすればいいのかなと思ひまして、この基本的な考え方をお聞きしておきたいなど。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

地方公営企業ですので、企業としての経営をしてございます。従いまして営業するために、水道事業ですと配水管を整備したり、あるいは配水地を造ったりとか、破損した時に修理したりとかということで、色々ありますけれども、建設改良費につきましては当然工期が長くなる工事もございますので、地方公営企業法の中で、建設改良費については、次年度に繰り越して支払いができるというふうになっております。

この点につきましては、地方公営企業法第6条で、地方公営企業法に規定がある事項に関しては、地方自治法等の対応する規定の適応が排除されるようになっておりまして、地方自治法ですと法第96条でもって議決要件が決められておりまして、そのなかに繰越明許費も入ってございますけれども、地方公営企業法の場合、予算につきましては第24条でもって議会の議決を経なければならないとなっておりますけれども、そのなかに繰越明許費というものは入ってございません。ということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 只今の館田議員と重複するのでだいたい理解したんですが、その他に一つだけ、ここの支払い義務発生額の6,800万、これちょっとわたしの勉強不足でわからないんですが、この前払金というのはどういうことなのか、もう少し詳しく説明願ひたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

建設工事の請負契約書の中で、本町の場合工事請負費の40%までを前払いすることができるということで契約しております。

従いまして、請負金額の40%について請負業者から請求があったので、前払金として支払ったということでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第7号は、終了いたしました。

### ◎報告第8号

○議長（平川昌昭君） 日程第7、報告第8号を議題といたします。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

本件について、趣旨説明を求めます。

管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君）（登壇） 報告第8号についてご説明いたします。

本件につきましては、先の町議会第1回定例会行政報告並びに説明資料にもございますが、平成23年2月24日午後零時5分頃、学校給食搬送車が塘路小中学校への給食配送を終え給食調理場へ戻る途中の国道391号線南標茶パーキングエリア手前付近で、運転手が走行中に急に咳きこみ、同時に意識が遠のき、進行左側に設置している防雪柵に衝突、支柱、防雪ネットを損傷させたものであります。

6月1日北海道開発局から対物賠償に関する承諾書をいただき賠償額が確定いたしましたので、議会を招集する暇がございませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいたものであります。今後このような事態が繰り返さないよう安全運行につきまして一層の徹底を図り再発防止に万全を期してまいりたいと存じますので、ご理解賜りご承認いただきますようお願い申し上げます。

報告第8号。専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次ページにまいります。

専決処分書（写）。

平成23年2月24日発生の自動車事故について、これに対する損害を下記のとおり賠償するものとする。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

1 損害賠償額 86万1,000円。

2 相手方 札幌市北区北8条西2丁目北海道開発局局長高松泰。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） ここで伺っておきたいというふうに思うのですが、搬送車、業者への委託で搬送されてるというふうに思うのですが、委託先業者への健康管理ですね、運転手さんの、それをきちっと行政側がチェックをしているのかどうか、その辺確認しておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） お答えをいたします。

委託先の健康管理、それから交通安全に対する指導徹底につきましては、随時指導してございます。今回の場合でありますけれども、運転者の咳きこんで意識が遠のいたという本人の自供でございまして、この後に町立病院に搬送され検査をし、更に釧路の総

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

合病院で検査をしたところ、その事故に直結するような主因たる要因が見当たらないという診断書が、事故報告で業者からいただきました。

ただうちのほうの部分では、その健康管理の部分の健康診断は毎年行ってございますけれども、そのチェックをしておりますけれども、その部分についての主因がまだはっきりしないということで、現在は運転者の運転については自粛するように指導してございます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第8号は、終了いたしました。

### ◎議案第36号

○議長（平川昌昭君） 日程第8、議案第36号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第36号の提案趣旨について、ご説明申し上げます。

本案につきましては「標茶町第4期総合計画の策定について」であります。ご案内のとおり総合計画は、本町の今後の進めかたを示す羅針盤であります。いかに町民の声を反映するかを念頭に策定作業を進めてまいりました。本年新たなスタートをきるにあたり平成20年8月に着手し、第3期総合計画の達成度調査、住民意識調査、高校生アンケート、地域団体懇談会、町民アンケートの実施、また、各課からの情報につきましても日頃からの住民の声、さらにはそれらを背景とした個別計画に基づく意見集約をしたものを基に、総合計画審議会において延べ7回の議論をいただき答申をいただいたところであります。

また、本計画策定にあたりましては、議会におかれましても特別委員会を設置していただき慎重なご議論をもととする貴重なご意見をいただき計画に反映させていただきましたが、改めて感謝を申し上げる次第であります。後ほど担当者より内容説明させていただきますが、第4期総合計画につきましては本年から10年間の計画期間と定め、まちづくりのテーマを「みどりとふれあいの郷 元気あふれるまちづくり」とし、基本目標を6本たて将来に向けた計画とさせていただきます。趣旨ご理解賜りご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第36号について、ご説明申し上げます。

標茶町第4期総合計画の基本構想の策定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき、標茶町第4期総合計画の基本構想を別紙のとおり定めるものであります。

基本構想

## 第1章 まちのめざす姿

### 第1節 まちづくりの基本

先人たちが築き上げてきた貴重な財産を守り、子どもたちに誇りをもって引き継いでいくため、これからのまちづくりの基本を次のとおりとします。

#### ・協働のまちづくり

町民一人ひとりがまちづくりの主役です。自助（町民）・共助（地域、団体）・公助（行政）を基本バランスとする「協働」が定着したまちづくりを進めます。

#### ・住み続けたいと思えるまちづくり

まちづくりの主役である町民だれもが元気で健康でいきいきと暮らしていける地域づくりをめざし、生活環境や家庭生活、子育てに安心と希望を持ち、「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。

#### ・元気がでるまちづくり

標茶町の元気印は第1次産業です。第1次産業の元気が第2次産業、第3次産業の元気、そして「まちの元気」につながります。

標茶町の農林水産業のさらなる振興と経営の安定をめざし、地産加工品、商業、観光サービス業などの分野と連携し、生業に元気がでるまちづくりを進めます。

#### ・みどりのまちづくり

恵まれた水資源と自然環境のもとで発展してきた標茶町にとって、水とみどり輝く大地は豊かな生活と持続可能な産業を維持していくために欠かすことのできない財産です。

環境を守ることが生活と経済を活性化させ、経済の活力が環境を守るような、環境と人・経済（産業）が調和するまちづくりを進めます。

### 第2節 まちづくりのテーマ

まちづくりのテーマを「みどりとふれあいの郷 元気あふれるまちづくり」とします。

### 第3節 基本目標

「みどりとふれあいに郷 元気あふれるまちづくり」をめざし、基本目標を

1. みどり豊かなまちづくり
2. 健やかに暮らせるまちづくり
3. 安心して暮らせるまちづくり
4. 活気あふれるまちづくり
5. 笑顔あふれるまちづくり
6. とともに進めるまちづくり

とします。

### 第4節 将来人口

将来人口に関する住民アンケートでは、「10,000人前後」が32.2%、「現状維持」が23.9%、「徐々に減っていくことはやむを得ない」が19.2%の結果となっておりますが、

我が国が人口減少社会に転じた中で、人口増加を想定することは難しい状況です。

国立社会保障・人口問題研究所による過去の人口推移や産業構造などを勘案した推計でも7,414人と算定され、標茶町の人口は今後も減少傾向が続くと予想されておりますが、今後、この計画に沿って、本町がとり入れるあらゆる施策を講じるとともに、産業の発展と雇用の確保、子育て支援などの全町民によるまちづくりを推進し、社会減の抑制と自然増の向上にまちをあげて取り組むことにより、目標年度である平成32年度の将来人口を、全町民の夢と希望を込め8,000人程度と想定します。

## 第2章 施策の大綱

### 第1節 みどり豊かなまちづくり

#### 1 自然環境の保全・利用

- ・恵まれた水資源や生態系など豊かな自然環境を保全するため、河川流域住民、関係団体等の協働による取組を進めます。

#### 2 地域景観

- ・身近な景観や田園風景を保全し創造するため、花や緑化によるみどりの環境づくりを進めます。

#### 3 循環型社会の形成

- ・廃棄物などの発生抑制（R e d u c e）・再使用（R e u s e）・リサイクル（R e c y c l e）の3Rに配慮した生活スタイルや事業活動への転換を促進するため、普及啓発に努めます。
- ・省エネルギーにつながる活動を奨励し、環境への負荷の少ない地域づくりを進めます。

### 第2節 健やかに暮らせるまちづくり

#### 1 保健・医療

- ・健康寿命の延長、日常的な疾病の予防のため、健康づくり、健康相談、健康診査、予防接種を主体とする各世代の保健、予防に努めます。
- ・医療サービス提供体制については、高度医療機関との連携を深め、救急医療の継続と地域医療の確保に努めます。

#### 2 地域福祉

- ・だれもが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、福祉における地域力の向上をめざします。

#### 3 高齢者福祉

- ・高齢者が地域社会の中で生きがいをもって活動できるよう支援に努めます。
- ・民間との役割分担などにより、居宅介護サービス供給体制の充実、利用の普及、介護福祉施設の充実を促進し、要介護者及びその家族の支援に努めます。

#### 4 障がい者福祉

- ・早期の療育が自立につながることから、安心して相談できる支援体制を構築します。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

- ・障がいのある人も暮らしやすい地域社会をめざし、生活環境の整備と地域でともに支えあう社会づくりに努めます。

### 5 社会福祉・社会保障

- ・すべての町民が、生涯にわたり不安なく暮らしていけるよう、社会福祉制度、社会保障制度の適正な運用と制度の浸透に努めます。

## 第3節 安心して暮らせるまちづくり

### 1 道路・交通・情報通信

- ・地域との協同による効率的、計画的な道路整備や橋梁の適時適切な維持管理に努め、長寿命化と改修の平準化を進めます。
- ・町内の交通手段として、町有バスとスクールバスについては、今後の小中学校の動向を見据えた効率的な運行を進めるとともに、市街地内の地域密着型バスの運行環境の検討を進めます。
- ・費用対効果を見据えながら、できるだけ多くの世帯が高速通信を利用できる環境をめざします。さらに、関係機関や日本放送協会と連携協力して、地上デジタル放送の難視聴世帯の解消に努めます。

### 2 都市計画・公園

- ・市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、市街地形成の動向を考慮しながら「標茶町都市計画マスタープラン」及び用途地域の適時適切な見直しに努めます。
- ・地域や子育てグループとの協働により、子育て支援の一翼を担う都市公園の再整備を進めます。

### 3 上下水道

- ・上水道配水管や施設の計画的な更新に努め、安定供給と災害に強い給水体制の構築をめざします。
- ・下水道整備済地域の水洗化促進に向け、一層のPRに努めます。
- ・磯分内地区下水道の早期供用開始に努めます。

### 4 生活環境

- ・公共用水域の水質保全を図るため、集合処理以外の区域については合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ・火葬場、霊園、墓地については、適切な環境整備に努めます。
- ・畜犬、野犬については、適正な飼育、予防注射、登録の督励指導に努めます。
- ・大麻事犯等を未然に防ぐため、関係機関、地域会と連携し野生大麻の定期的な除去を進めます。

### 5 住宅

- ・町営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正戸数の建替え等を進めます。
- ・町民の住生活の安定と確保及び向上を目的とした、住生活市町村基本計画の策定を

検討します。

#### 6 交通安全・防災・消防

- ・各世代にわたる交通安全思想の普及啓発に努め、各団体、町内会等と連携した交通安全運動を推進します。
- ・犯罪のない明るく住みよい地域をめざし、警察はもとより関係団体や地域住民との連携による防犯活動に努めます。
- ・地域の防災力向上のため、自主防災組織の設立を促進するとともに、防災井戸や災害備蓄品の点検、補充に努めます。
- ・公共施設の耐震診断、耐震改修を進めるとともに、一般住宅耐震改修の支援に努めます。
- ・町民の生命と財産を守り、各種災害に的確に対応できる消防、救急体制の確保に努めます。
- ・道東ドクターヘリについては、各機関、団体との広域連携により運行維持に努めます。

#### 7 消費生活

- ・消費者トラブルや振り込め詐欺などの消費者被害を未然に防止するため、相談体制の確立、周知啓発活動を進めるとともに、消費者協会の自主的な活動を支援し、「賢い消費者」の育成に努めます。

### 第4節 活気あふれるまちづくり

#### 1 農業

- ・魅力ある足腰の強い農業経営と地域づくりのため、多様な角度からの振興に努めます。
- ・環境との調和に配慮した、安全安心高品質のクリーン農業を推進し、消費者のニーズに即した生産を促進します。
- ・しべちゃ町農業の良き理解者を増やすため、地産地消の仕組みづくりを進めます。

#### 2 林業

- ・森林がもつ多面的機能の維持、増進と林業の振興のため、伐採跡地の造林による適正な資源構成を誘導し、人工林資源の確保と安定的な木材供給体制づくりに努めます。
- ・作業路網の計画的な整備をはじめ、低コスト作業システムとして森林施業の集約化の推進に努めます。
- ・農林業被害が顕著となっているエゾシカについては、適正個体数管理のため、関係機関や地元猟友会と連携した駆除を進めます。

#### 3 水産業

- ・豊かな水資源を活かした内水面漁業と養殖漁業の振興と安定をはかるため、河川環境の保持に努めます。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

- ・ワカサギ漁獲量の増加、安定をめざし、ふ化増殖の支援に努めます。

### 4 商工業

- ・高齢社会や消費者ニーズの変化といった小売商業を取り巻く環境変化に対応し、小売商業における経営改善や消費者PRへの取組を促進するなど、魅力ある商店街づくりの支援に努めます。
- ・商店街のにぎわいを創出するため、商工業者と地域が一体となった推進体制づくりや空き店舗の活用を促進します。
- ・地域のにぎわいと活性化につながるよう、内発的な起業化の支援に努めます。

### 5 観光

- ・恵まれた自然環境を生かした体験観光など、旅行目的や旅行形態の多様化に対応した観光産業の振興をはかるため、観光メニューの創出や景観づくりなどの観光の魅力づくりを進めます。
- ・飲食店やホテルなどで外国人観光客との疎通がはかれるよう、中国語や英語の指差し手帳を常置するなど、観光ホスピタリティの向上や受入体制の構築を進めます。
- ・展望台やキャンプ場、休憩所など、観光施設の適切な維持管理に努めます。

### 6 雇用

- ・地域経済の元気が雇用の創出、安定につながることから、地域循環率が高まる総合的な取組に努めます。
- ・地域特性を生かしたサテライトオフィスなどの誘致をめざし、情報発信の取組を進めます。
- ・ハローワークと連携し、求人などの情報提供に努めます。

## 第5節 笑顔あふれるまちづくり

### 1 子育て支援・児童福祉

- ・子育てを地域社会全体で支援する環境をめざすとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めます。
- ・子ども達のふれあい確保をはかるため、幼稚園と保育所の幼保一体化の環境づくりに努めます。
- ・子どもが健やかに育つことができるよう、学童保育所の自主的な運営環境を尊重するとともに、その運営支援に努めます。

### 2 学校教育

- ・小中学校の児童生徒数の推移を見極めながら、計画的な学校施設の整備に努めます。
- ・小中学生のコミュニケーション能力の素地を養うための外国語活動については、外国青年招致事業を活用した指導体制の充実に努めます。
- ・高等学校については、町外からも通学しやすい環境づくりに努めます。

### 3 生涯学習・芸術文化・スポーツ

- ・生涯にわたるあらゆる機会と場所において、町民誰もが参加し親しめる「生涯学

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

習」の視点を大切にし、学んだ知識や技術を適切に生かすことができる地域社会の実現をめざします。

- ・図書館の蔵書については、資料利用の実績を踏まえた蔵書構成の見直しをはかりつつ、資料の整備を進めます。
- ・優れた文化芸術鑑賞の機会確保をはかるとともに、文化団体の活動支援に努めます。
- ・町民だれもが、体力や技術、目的などに応じて、いつでも、いつまでもスポーツ、軽運動に親しむことができる環境づくりを進めます。

### 4 交流

- ・町民自らが企画立案した交流活動を支援し、魅力ある人づくりに努めます。
- ・地域の活性化につながるよう、地元誘致可能な会議、大会などの情報収集に努めます。
- ・町内合宿活動を支援することにより合宿数の拡充に努め、団体との交流を進めます。

## 第6節 ともに進めるまちづくり

### 1 住民参加・男女共同参画

- ・住民一人ひとりが行政への関心を高め、まちづくりへの参加を促進するため、多様な手法による情報提供に努めます。
- ・月刊広報紙をはじめとした広報活動の充実をはかるため、どんな情報を必要としているかなどのニーズ調査に努めます。
- ・気軽に要望や意見が伝達されるよう、多様な広報広聴スタイルを推進します。
- ・自治会主催の町政懇談会を積極的に推進します。
- ・女性団体の自主的な活動を尊重するとともに、その活動を支援します。

### 2 コミュニティ

- ・地域の課題を解決する協働のまちづくりをさらに推進するため、地域で解決する力、「地域力」の向上を促進します。
- ・安全で安心な地域社会づくりのためには、自治会の活動と情報が不可欠なことから、地域の連帯意識の高揚に努めます。

### 3 行財政運営

- ・限られた財源と人材の中で、コストと効果を検証し、アウトソーシングを検討します。
- ・適時適切な組織、機構の見直しを進めます。
- ・財政自律型の自治体運営をめざし、町税をはじめとする町収入金の確保に努めます。

### 4 広域連携

- ・魅力ある地域づくりや地域の共通課題解決に向けて、近隣市町村などとの広域連携を進めます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） この内容についてではございませんが、議会の報告書を町長に提出をさせていただいたのは、私が議長の時でしたので確認をさせていただきたいというふうに思いますが、最後の結びで、報告書の結びなんですけど議決要件から自治法改正によって構想が外されました。しかしですね、この基本構想というのは標茶町にとって最も大切な最高位のものであるという認識は変わらないというふうに議会として判断いたしましたので、今後におきましても是非、議会審議に諮ることを求めたいという報告書を申し上げましたが、その考え方には変わらないか確認しておきたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

変わりはありません。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は、原案可決されました。

### ◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時03分延会）

平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      平 川 昌 昭

署名議員4番                      本 多 耕 平

署名議員5番                      林                      博

署名議員6番                      黒 沼 俊 幸

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

### 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

#### ○議事日程（第2号）

平成23年6月15日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第37号 釧路市との定住自立圏形成に関する協定の締結について
- 第 2 議案第38号 工事委託契約の変更について
- 第 3 議案第39号 農業用施設取得の変更について
- 第 4 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第44号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第45号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第46号 平成23年度標茶町一般会計補正予算  
議案第47号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第48号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 第11 議員提案第2号 標茶町議会広報調査特別委員会の設置について
- 第12 意見書案第6号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
- 第13 意見書案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第14 意見書案第8号 2012年国家予算編成における義務教育費国庫負担金制度の堅持と負担率二分の一復元、就学保障充実など教育予算確保・拡充を求める意見書
- 第15 意見書案第9号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
- 第16 意見書案第10号 JR不採用問題・雇用問題の早期解決に向けての意見書
- 第17 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第18 議員派遣について
- 追 加 議案第46号 平成23年度標茶町一般会計補正予算  
議案第47号 平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第48号 平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
(議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会報告)

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

### ○出席議員（14名）

1番	松下哲也君	2番	長尾式宮君
3番	菊地誠道君	4番	本多耕平君
5番	林博君	6番	黒沼俊幸君
7番	後藤勲君	8番	舘田賢治君
9番	鈴木裕美君	10番	田中敏文君
11番	熊谷善行君	12番	深見迪君
13番	川村多美男君	14番	平川昌昭君

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	高橋則義君
管理課長	後藤英之君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

### ○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

### ◎開議の宣告

- 議長（平川昌昭君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

### ◎議案第37号

- 議長（平川昌昭君） 日程第1、議案第37号を議題といたします。  
本案について、提案趣旨の説明を求めます。  
町長・池田君。

- 町長（池田裕二君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨について、ご説明をいたします。

定住自立圏構想につきましては、国は今後大幅な人口減少が見込まれ、大都市も中央圏も過密なき過疎といわれる時代の到来により、地方圏の将来は極めて厳しいと予想されるなか地方から大都市への人口流出を食いとめるとともに、大都市の住民にもそれぞれのライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方間への流れを創出する観点での施策であります。本案につきましては、この施策の定住自立圏構想推進要綱に基づき中心市宣言を行った釧路市と本町の相互の役割を分担し、生活機能の確保や地域活性化等に努め安心して住み続けられる圏域とするため、定住自立圏を形成するための連携協定を締結したいというものであります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。内容については、担当課長よりご説明をいたします。

- 議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

- 企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第37号をご説明申し上げます。

議案第37号。釧路市との定住自立圏形成に関する協定の締結について。

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定を別紙のとおり釧路市と締結するものです。

以下協定内容につきましてご説明いたしますが、第3条については、政策分野、協定項目、取組の内容につきご説明申し上げます。

18ページをお開きください。

釧路市標茶町定住自立圏形成協定（案）

釧路市（以下「甲」という。）と標茶町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した

乙との間において、甲及び乙の相互の役割を分担し、定住に必要な都市機能や圏域住民が真に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、定住自立圏を形成するため、次条に規定する政策分野を中心とする取組において、相互の役割の分担により、連携を図り、共同、補完するものとする。

(連携する取組の分野及び内容並びに甲及び乙の役割分担)

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野、取組の内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

(ア) 広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域内の広域救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び初期救急と二次・三次救急医療体制の連携など、圏域住民が安心して医療を受けることができる広域医療体制の維持、充実に努める。

19ページをご覧ください。

イ 福祉

(イ) 子育て支援センターの相互利用及び保育所の広域入所に関する連携

a 取組の内容

子育て家庭を支えるため、地域の子育て活動の推進や交流機会の提供、保育サービスの充実など子育て支援の取組を進める。

ウ 教育

(ウ) スポーツ施設の相互利用に関する連携

a 取組の内容

圏域のスポーツ振興や住民の健康づくりを促進するため、スポーツ施設の相互利用を進め、利便性の向上や利用機会の拡大を図る。

次ページをご覧ください。

(イ) 各種スポーツ大会等の誘致に関する連携

a 取組の内容

競技スポーツの一層の振興を図るため、釧路大規模運動公園、駒ヶ丘公園体育施設を活用した誘致の取組を進める。

エ 産業振興

(イ) 地場製品のPRや産業振興に関する連携

a 取組の内容

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ヨーグルトなどの乳製品をはじめとした地場産品の地域ブランド化の推進、地産地消の推進、海外市場も視野に入れた販路拡大により、地域を売り込む地場産品の普及促進に取り組み、地域産業の振興を図る。

次ページです。

### (イ) 広域観光に関する連携

#### a 取組の内容

釧路湿原をはじめとする豊かな自然環境や地域の新鮮な食の魅力を活かした広域観光への取組や観光情報PRを連携して推進する。

### オ その他

### (ア) 消費生活相談等に関する連携

#### a 取組の内容

健全な消費生活を確保するため、消費者への被害防止や消費者意識の向上に連携して取り組む。

次ページをご覧ください

### (イ) 環境保全や希少な動植物の保護に関する連携

#### a 取組の内容

希少な動植物を育む釧路湿原や釧路川流域の保全活動を推進する。

### (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

#### ア 道路等の交通インフラの整備

### (ア) 道路ネットワークの整備促進に関する連携

#### a 取組の内容

交通の円滑化や物流の効率化を図るため、都市内の基幹道路や圏域の結びつきを強化する幹線道路などのネットワーク整備に向け連携して取り組む。

#### イ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

### (ア) 圏域の相互連携による地産地消の推進

#### a 取組の内容

圏域内の地場産品の消費を拡大するため、相互に連携し地産地消を推進する。

次ページです。

#### ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

### (ア) 移住・長期滞在に関する連携

#### a 取組の内容

地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や、民間事業者と一体となった受入体制づくりなどの取組を推進する。

### (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### ア 宣言中心市等における人材の育成

### (ア) 宣言中心市等における人材の育成

a 取組の内容

各種分野での地域力の向上を図るため、人材の確保や育成などに連携して取り組む。

次ページです。

イ 圏域内市町村の職員等の交流

(ア) 圏域内市町村職員の交流に関する連携

a 取組の内容

圏域マネジメント能力を強化するため、合同研修の開催による職員の能力向上や職員間の交流を進める。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る費用並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。  
(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。  
(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議し、決定する。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・林議員。

○5番（林 博君） この自立圏構想については否定するものではないと思いますが、いろいろと釧路市との連携のなかで本町が住民の皆さん方が、ある程度安心に暮らせる状

況にもあるのかなというふうには思っておりますけども、ただちょっと心配するのは基本的には地方圏の人口定着ってことですので、釧路管内、釧路市含めた釧路管内の定着ってことなのかなと思いますけども、全体的な中でややもすると標茶から釧路に全体的に人が流れる動きが多くなってくるようなふうに見えてしまうんですけども、逆に釧路の方から標茶の本町の方に引っ張ってくるような施策っていうのが、具体的になんかちょっと見えないところがあるんですけども、たとえば先ほど最後の方で定住、移住っていう話がありましたけども、本町の自然に恵まれた環境を利用してですね、こちらの方に定住してもらって釧路の方に通勤してもらおうという大胆な施策っていうのも必要ではないかと思うんですけども、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

この定住自立圏につきましては、面的な捉え方をしているということでございますので、国内の三大都市からの流入を求めていくということが大きな枠の中ではあるというふうに思っております。その中でその地域力を高めていくということが、この協定のなかで謳われているところであります。一方、今林議員のお尋ねにありました標茶町としてそういう形で人口の流出を歯止めをする、または、釧路市からもお出でいただくような施策が必要ではないかというお話でございましたけども、この中で、連携をとって行く中で標茶の魅力というものも釧路市民の中にも知らしめていくことができるんじゃないかなというふうに思っています。結果として、住みやすさ、すべての人とは言いませんけどもその中に自然を好む方、この環境を好まれる方いらしゃると思いますけども、そういう方が交流する中で標茶に定住するという可能性もこの中に秘めているということで、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） まず一つは、ちょっと疑問に思ったんですが、先ほど課長のほうからこの協定案を読み上げられました。で役割の甲と乙の部分を削除されておりますけども、議事録に残さなくていいのかどうかまず伺っておきたいというふうに思います。それと具体的に19ページの福祉の部分なんですけど、子育て支援の関係なんですけど、保育所の広域入所に関する連携というのは十分わかりますが、学童保育に関してもこの中に含まれるという理解でよろしいのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これらの内容につきましては、従前各議員についてはご説明をさせていただいたところであります、その予算説明等でもその細部については省略をさせていただいておりますが、それと同じような形で取り扱いをさせていただいたところでもあります。それから19ページの子育て支援という部分でありますけれども、今現状この部分では保育所の広

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

域入所、それから子育て支援センターということで明示しておりますが、これについても完成品ということではありませんので、これから協議会の中でビジョンの策定、それなりに協議をされているということでもありますので、その中で具体的にこういうものがやはり連携として必要だということあれば、明示をしていくという形になっています。あとは趣旨を生かしながら、もし学童保育の部分で相互にということであれば、それぞれ担当課のほうで協議しながら実質的な運用を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は、原案可決されました。

### ◎議案第38号

○議長（平川昌昭君） 日程第2、議案第38号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成20年度から北海道農業開発公社を事業主体として実施しております、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区の牧場施設設置工事委託の内容に変更が生じたので議会の議決を求める、というものでございます。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第38号。工事委託契約の変更について。

平成20年6月17日議案第32号をもって、議決を経て締結した「畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る牧場施設設置工事委託」の委託契約を次のとおり変更する。

契約金額2億2,630万5,000円を1億2,727万4,000円に変更する、というものでございます。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 20年6月17日にですね、32号で2億2,600万ということで議決をしておる案件でございまして、これが1億2,000万になった主な要因ってどうか原因を聞かしてほしいと思います。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

こちらの事業内容は、いわゆる面整備、草地造成それから整備改良になっておりますけれども、それぞれの受益者から上がってきている理由につきましては、全体的に経済状況の悪化により営農計画等を見直して、草地に対する投資を差し控えるというような理由で事業量が減少しております。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 今の質問に類似するわけですけども、経済の状況が悪いんだということでの変更だということにしては、かなりね、事業主にしてみたら半分近い減額なもんですから、これに参加した戸数と草地造成が改良されない部分と造成されない部分の面積がどのくらいあるのか、それ今押さえているところでもいいですからその辺戸数とあわせてお知らせ下さい。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず草地造成なんですけれども、当初計画では16戸の参加で12.5ヘクタールということで計画をしておりましたが、こちらが現在の計画では7戸の6.19ヘクタールに減少してございます。草地整備改良については、当初43戸で801.85ヘクタールでありましたが、こちらは36戸で440.03ヘクタールになってございます。それから暗渠排水整備が3戸で3.9ヘクタールという受益面積でございましたが、こちらの方は全てなくなっているという状況でございます。

それで全体的には減少しているんですけども、なかには面積を増やしている方もいらし

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

やるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は、原案可決されました。

### ◎議案第39号

○議長（平川昌昭君） 日程第3、議案第39号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容のご説明を申し上げます。

本案につきましては、議案第38号と同じく、平成20年度から北海道農業開発公社を事業主体として実施しております、畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る農業用施設の内容に変更が生じたので議会の議決を求める、というものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第39号。農業用施設取得の変更について。

平成20年10月29日議決の畜産担い手育成総合整備事業虹別地区に係る農業用施設の取得について、次のように変更する。

1 取得の農業用施設の名称及び数量、家畜保護施設整備 畜舎3棟、搾乳舎3棟、バルククーラー5基、ミルクングパーラー1基、クラウトゲート1式、ミキサーフィーダー2台、除糞機2台、ロータリーパーラー2基、搾乳ロボット4台、自動給餌機1台、飼料調整貯蔵施設整備 バンカーサイロ1棟、農機具等導入 モアコンディショナー1台、ハーベスタ1台、2 取得予定価格5億5,287万6,000円を、1 取得の農業用施設の名称及び数量、飼料調整貯蔵施設整備 バンカーサイロ1棟、農機具等導入 ハーベスタ1台、2 取得予定価格2,894万6,000円に変更する、というものでございます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・松下君。

○1番（松下哲也君） ここで5億5,287万6,000円が2,894万6,000円に変更と大きく金額が減っている、その要因であるのは何なのかということと、また、これに対して計画を立てる段階での計画の甘さというものがあつたのかどうかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

事業量等が落ち込んだ理由でございますが、主なところは先ほどの面整備と同じでございます。個別に見ますと原材料価格の高騰により当初の増頭計画を見直したために畜舎が不要になったであるとか、生産調整の関係とかで、増頭計画、乳量を下方修正したとか、そういう個々の受益者の経営の中での要因が原因になっているというふうに考えております。それからご指摘の計画の甘さという部分なんです。こちらにつきましては事業の性格上、たとえば町が主体的にお宅はこういうものをつくりなさいとかというのではなくて、個々の受益者の要望に沿った形で積み上げて計画を策定して、そしてその中で予算を確保して最大限受益者の要望に応えるような形で各種施設の整備を行うというそういう事業でありますから、当初の計画の甘さのために今回このようになったということではなくて、純粋に受益者の事情によって結果的にこういうふうになったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は、原案可決されました。

◎議案第40号

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 日程第4、議案第40号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、工事の請負契約の締結について地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下内容について説明資料と合わせてご説明いたしますので、説明資料もお開き下さい。

議案第40号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、特定環境保全公共下水道事業磯分内終末処理場建設第1期工事。

工事概要は、管理棟がRC造で建築面積が42平方メートル、下水処理施設は膜分離活性汚泥法の工場製作型極小規模施設によるもので、処理水量は全体計画142m<sup>3</sup>/日のうち今回は半分の71m<sup>3</sup>/日で、工事場所は字熊牛原野14線東2-10です。2 契約金額、9,649万5,000円。3 契約の方法、指名競争入札。

指名業者の状況は、永昌・フジクリーン特定建設工事共同企業体、太平洋設備株式会社、池田暖房工業株式会社、株式会社近藤設備工業、総合設備株式会社の5社で、入札執行日は平成23年6月3日、竣工予定日は平成24年2月29日です。

4 契約の相手方、永昌・フジクリーン特定建設工事共同企業体、代表者川上郡標茶町平和8丁目23番地、株式会社永昌工業代表取締役中村裕司。構成員、札幌市清田区真栄328の1、フジクリーン工業株式会社札幌支店支店長山野学。

新規・継続の別は新規で、予定価格は9,948万7,500円で事前公表としております。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

失礼いたしました。訂正させていただきます。

先ほど新規・継続の別で新規と説明いたしましたでしたが、継続が正解ですので訂正をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

6番・黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 今磯分内終末処理場第1期工事の説明がありました。説明の中で第1期工事だから約半分というような内容かなと聞きましたが、どんなふうな分の半分なのかについてご説明をお願いしたいと。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

磯分内の終末処理場につきましては、全体で142m<sup>3</sup>/日の汚水を処理するという施設で

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

計画しております。今までの工事のやり方ですと、そのぐらいの小さいものと水槽関係をRCコンクリートで造るために、全体計画の土木関係というのは全体の分をいっぺんに造らないと効率が悪いということで造っておりました。ところが今回磯分内につきましては先ほど説明させていただきましたけども、工場製作型の処理施設ということで水槽につきましてはFRPの構造のものを使用するようになっております。従いまして、そういう小さなものを分割して造ることができるようになったということで、初期投資を抑えるために、当然処理場を造った後いっぺんに水が入ってくるんでなくて、順次接続していただいて水量が増えてくるものですから、その流入水量にあわせて増設が可能になったということで今回につきましてはまず半分の41m<sup>3</sup>/日ですか、で建設をさせていただくというものでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は、原案可決されました。

### ◎議案第41号

○議長（平川昌昭君） 日程第5、議案第41号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案は工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせてご説明申し上げます。

議案第41号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、富士見台火葬場改築建築主体工事です。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

資料に参ります。

工事概要は、改築で鉄筋コンクリート造2階建て502.08平方メートル、既存施設除却、鉄骨造平屋建195平方メートルでございます。工事場所は、開運9丁目20番地他でございます。

2 契約金額、1億5,204万円でございます。3 契約の方法は、指名競争入札です。

入札執行日は、平成23年6月3日です。指名業者の状況ですが、星・サトケン特定建設工事共同企業体、赤坂建設株式会社、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の5社で入札を行なった結果、一回で落札いたしました。

4 契約の相手方であります予定施工業者名は、星・サトケン特定建設工事共同企業体、代表者は、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役佐藤正、構成員は、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン、代表取締役佐藤紀寿です。竣工予定日は、平成24年1月31日です。新規・継続の別ですが新規でございます。備考といたしまして予定価格1億5,243万9,000円、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） ちょっと参考にですねお聞きをしておきたいと思うんですが、この予定価格の1億5,000何ぼと契約金額、これ消費税入っていることなのか、もし抜いたらいくらになるのか。それとこれ単純に今計算機で計算してみたんですけども、37、8、9万くらいの差額の中に1、2、3、4、5社がその中に全部入った。予定価格が公表されてるから公表されている価格以上に書く人はいないですよ。まあ中にはあるかもわからないからあれなんですけども、まあその狭い枠の中にこれがみんな入ったという理解でまずいいですね。これ割り返してみるとですね99.7パーセントいくんです。

ちょっとまあこれがいいとか悪いとか別にして、今私の言ったような解釈で果たしてこのことがどうなのかなあと思いはあるんですけども、これは別にしておいて落札したのがここは99パーセントだと。そして40万ない中にこの指名された人方がみんな入ってるよ、こういう理解でいいですね。それとこれが消費税を抜かしたらいくらになるのか入っていたら教えてください。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

これ税込でございまして税を抜きますと、予定価格で1億4,518万円になります。契約予定額でいきますと1億4,480万円が税抜きの価格になります。議員ご指摘のこの中に入っているのかというご質問に関しましては、全部入ってる状態になってございます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） ただいまの説明の中で全体の金額が1億5,000万、その中で工事概要の内訳なんですけど、建てるのと壊すのと二つ入ってますけども、この分け方というのはわかれば教えていただきたい。

○建設課長（井上 栄君） すみません。金額的なことかと思うんですけども、ただいま設計書持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 菊地議員のちほどでいいですか。

○3番（菊地誠道君） わかりました。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は、原案可決されました。

### ◎議案第42号

○議長（平川昌昭君） 日程第6、議案第42号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 議案第42号の提案の趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案は工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせてご説明申し上げます。

議案第42号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的は、虹別中学校（屋体）耐震改修建築主体工事でございます。

資料に参ります。

工事概要は、鉄骨造平屋建496.61平方メートル、補強・改修方法でございますが、壁

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ブレース補強、増設2箇所、屋根ブレース補強、増設12箇所、他内外装の改修でございます。工事場所は、虹別原野67線103-4です。

2 契約金額は、5,082万円です。3 契約の方法は、指名競争入札です。

入札執行日は、平成23年6月3日です。指名業者の状況ですが、有限会社丸ホ星工務店、赤坂建設株式会社、株式会社サトケン、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の6社で入札を行った結果一回で落札されました。

4 契約の相手方、予定施工業者名ですが、川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地、赤坂建設株式会社、代表取締役赤坂充哉です。

竣工予定日は平成23年9月30日、新規・継続の別は新規でございます。備考といたしまして予定価格5,134万5,000円、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） これも同じく聞いておきたいと思うんですが、これ消費税抜かしたらいくらなるか。これも入札の率がこの表の数字で計算したら98.77なんです。私も建設新聞やなんかも見てるけど、なかなかこういう率っていうのは出てこないんですから、こういう差額50万足らずのところこれだけの人数の人がこう入ってくる訳ですから、そういうことも確認をしながらまた別な機会にお聞きをしたいと思うんですけども、消費税抜かした分とそういうことで間違いないと、いいんですね、この中に入ってるっていうことで。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

予定価格税抜きで申し上げますと4,890万円でございます。契約金額につきましては、税抜きで4,840万円になります。それから先ほどと同様これにつきましても、この差額の中に全社が入っている状況でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） この風雲橋の撤去に伴いまして。

（「何か言う声あり」）

○議長（平川昌昭君） 42号。

○13番（川村多美男君） すいませんでした。

○議長（平川昌昭君） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は、原案可決されました。

◎議案第43号

○議長(平川昌昭君) 日程第7、議案第43号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第43号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は工事請負契約の締結についてでございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせてご説明申し上げます。

議案第43号。工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的は、風雲橋撤去工事です。

資料に参ります。

工事概要は橋梁撤去でございまして、延長L=184.0m、床版コンクリートの撤去V=67m<sup>3</sup>、鋼桁撤去W=129t、躯体コンクリート撤去V=353m<sup>3</sup>、鋼矢板仮締切橋脚8基です。工事場所は、旭並びに川上になります。

2 契約金額は7,344万7,500円です。3 契約の方法は指名競争入札です。

入札執行日は、平成23年6月3日です。指名業者名の状況は、北雄・丸栄特定建設工事共同企業体、株式会社吉岡組、株式会社後藤組、株式会社住友建設の4社で入札を行なった結果一回で落札いたしました。

4 契約の相手方であります予定施工業者名は、北雄・丸栄特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町旭2丁目9番12号、株式会社北雄組、代表取締役尾崎幸晴、構成員は、川上郡標茶町桜8丁目2番地、株式会社丸栄組、代表取締役気仙英二です。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

竣工予定日は平成24年3月30日、新規・継続の別は新規です。備考といたしまして予定価格7,555万8,000円、事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 大変素朴な質問で申し訳ありませんが、かなりの解体に伴いまして鉄の部分が出るかと思いますが、この鉄の部分をどのような処分を今現在考えているのか聞きたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 鉄材が129トン出る予定になってございますが、これにつきましては、町のほうで売却して処分するという予定にしております。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 今、川村議員のほうも129トンということで、またこの風雲橋の橋梁というのは歴史的なものもございますので、これを歴史的に残す部分も考えておられるのか、あと銘板等々もあればそれは鉄屑に含まれているのかなと思えます。その点について一点と、これ風雲橋ですので町として道路という形の認識を持っておられたのか、撤去するとなればこの後この道路として架け替えをするのか、そういう状況があれば、予定としてあればお聞きしておきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） ご存知のとおり50年近く経過している非常に長い歴史を持ったものでございまして、スタートは昭和35年に当時の開発のほうで設置されたものでございまして、軌道として機能し、その後水道管等が架設されましてそして歩道橋としても利用されてきた歴史がございます。私どもの方で町史編さんのほうとも協議しながら記念として何か残せないかと。ただあまりもてあますようなものは、将来的に負担を残すということもございますので、何か残せるものはないのかということで現在検討中でございますが、今考えて想定していますものでは、今議員の方からも頂きました橋銘板、これについては二次改修の歩道橋にするにつけたもので、歴史的にはちょっと価値が落ちるのかもしれないですけども、これについては残したいなと思っております。それから桁についてます橋歴板につきましては、仮設当時の昭和35年当時のものが残っていると思われまますので、これについては残したいなと思っております。

そのほか解体の中でリベットだとかボルトだとかそういう小さいもので残せるようなものがあれば残していきたいなと。それともう一つは、写真をできればできるだけ多くの枚数、会社のほうにもお願いし、それから町のほうでも努力しながら写真を経過として撮っ

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ていきたいなど、できれば定点で撮って行きたいなどということも交渉してございます。

それから二点目のこの橋の新設についてでございますが、現在の状況で申し上げますとこれまで橋に異常が見つかったから通行止めを開始いたしまして一年強が過ぎました。

この間にもやはり雨の度、それから定期的に私ども橋脚分について調査を継続してまいりましたが、やはりかなりの橋レベルでいうと10センチとかが橋脚が動いているということがありましたので、まずは落橋事故を絶対防ぎたいということがありまして、この間河川管理者のほうとも度重なる協議を重ねまして、まずは撤去して落橋事故を防ぎたいというのがありましたのでここに及んだわけございまして、この先の新橋架設につきましては説明会等でも申し上げさせていただきまして、やはり時間をかけて考えていかなければならないのではなかろうかと、さまざまな課題、町民のそれぞれの賛否、単独費での補助事業等が今見込めない状況の中での補助事業のあらい出し等々あるのかなと思っておりまして、現在の段階ではなかなかハードルが高いのではなかろうかというふうに現課では考えておりますけども、これからそれらをうめる状況、なによりも町民のみなさまの思いがどういうところなのかということも注視していかなければ、継続していかなければならないのではないかと考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は、原案可決されました。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 先ほど後ほどご説明をお許しいただきました富士見台火葬場につきます改築工事、解体工事の金額でございますが、経費込みで設計額比率で申し上げますと改築部分が96パーセント、解体工事はその内の4パーセント、金額で申し上げますと改修工事約1億4,600万円、解体工事では600万円と概算でございますがそういう額になります。

◎議案第44号

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） 日程第8、議案第44号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成23年3月30日付で地方税法施行令が改正交付され医療給付費分、後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の課税年度額がそれぞれ引き上げられたことから、町の国民健康保険税条例もこれを受け改正するものであります。なお本案につきましては、6月8日開催の国民健康保険運営協議会において原案により答申いただいておりますのでご報告申し上げます。

議案第44号。標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料に基づきご説明申し上げます。

資料の議案第44号資料のページをお開き願います。

標茶町国民健康保険税条例改正の内容について、ご説明申し上げます。

改正項目1番、国民健康保険税の課税額。関係条項は、条例第2条であります。改正内容につきましては、医療給付費分に係る課税限度額を「1万円」引き上げ「51万円」とする。後期高齢者支援金分に係る課税限度額を「1万円」引き上げ「14万円」とする。介護納付金に係る課税限度額を「2万円」引き上げ「12万円」とするものであります。合計で課税限度額を「4万円」引き上げ「77万円」とするものです。施行・適用は、施行は公布の日から、適用は平成23年度以後の年度分に適用し、平成22年度分までは、従前のとおりとするものです。

次に改正項目2番、国民健康保険税の減額。関係条項第23条。改正する内容は、項目1番と同じくそれぞれの課税限度額を引き上げるものです。施行・適用につきましては、項目1番と同じとなっております。

次に議案32ページにお戻り願います。

後段の附則の分ではありますが、附則につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第44号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 国の法律に基づくものでこういうかたちになったと思うんですが、これによって所得階層、階層別に大ざっぱでいいんですけども与える影響はどの程度のもんなのか、それからこれによって税収額がどのように動くのかっていうことをもしある程度計算していれば出していただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君） はじめに影響ではありますが、医療給付費分につきましては1万円の値上げになりますが、国保加入者世帯が直近の数字で1,609世帯、うち限度に達する世帯数59世帯ありますので、単純に59かける1万円で59万円となります。それから後期につきましては、209世帯で同じく1万円の改正でありますので209万円。それから介護分につきましては、2万円の影響で989世帯のうち178世帯が該当しまして、2万円かける178世帯で356万円。三つの分が全部合わせますと624万円の改正額となる予定であります。

それから階層の部分につきましては、必ずしも所得と一致しませんので単純に比較はなかなか難しいですが、医療の分で59世帯あります。1,000万円超過の世帯が79世帯という分布となっておりますので、恐らく1,000万円超えるところは、かなりの部分で限度額にかかっているのかなというふうに判断しております。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号は、原案可決されました。

### ◎議案第45号

○議長（平川昌昭君） 日程第9、議案第45号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

本案は標茶町手数料徴収条例の一部改正で改正理由の1点目は、戸籍の電算化が終了したことから戸籍関係証明書類の区分を整理すること。2点目は、がん検診推進事業のうち一定年齢に対する大腸がん検診の自己負担を免除する措置が平成23年度予算に追加されたこと。3点目は、従来総合住民検診の検査項目として実施していた肝炎ウイルス検診が5年間の期限で自己負担を免除した場合、免除した額が市町村へ補助されることとなったことから標茶町手数料徴収条例の一部を改正するものです。なお、大腸がん検診及び肝炎ウイルス検診につきましてはすでに、総合住民検診で実施していることから本年4月1日に遡って適応したいというものでございます。

以下、内容について説明いたします。

議案第45号。標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

第5項、平成23年度から平成27年度までの特例、別表第3項第2号エの手数料の金額欄中「40歳以上 1,000円」とあるのは、「40歳以上 1,000円(平成23年度から平成27年度までの間に検診を受ける当該年度の前年度において40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳に達した者は0円とする。）」とする、というもので、これにつきましては大腸がん検診にかかわる条項でございます。

第6項、別表第3項第2号クの手数料は、当分の間、0円とする。これは、肝炎ウイルスにかかるものでございます。

別表中 「2 戸籍、住民基本台帳等に関するもの、(1) 戸籍の謄抄本の交付 1件につき 450円、(2) 除籍の謄抄本の交付 1件につき 750円、(3) 戸籍に記載した事項に関する証明 1件につき 350円、(4) 除籍に記載した事項に関する証明 1件につき 450円、(5) 戸籍の記録事項証明書(磁気ディスク) 1件につき 450円、(6) 除籍の記録事項証明書(磁気ディスク) 1件につき 750円、(7) 届出・申請の受理又は届出その他の記載事項の証明書 1件につき 350円、

次ページへまいります。

(8) 上質紙を用いた婚姻・離婚等の届出の受理証明 1件につき 1,400円、(9) 届出その他の書類の閲覧 1件につき 350円 」を

「2 戸籍、住民基本台帳等に関するもの、(1) 戸籍の記録事項証明書(磁気ディスク) 1件につき 450円、(2) 除籍の記録事項証明書(磁気ディスク) 1件につき 750円、(3) 除籍の謄抄本の交付 1件につき 750円、(4) 戸籍に記載した事項に関する証明 1件につき 350円、(5) 除籍に記載した事項に関する証明 1件につき 450円、(6) 届出・申請の受理又は届出その他の記載事項の証明書 1件につき 350円、

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

(7) 上質紙を用いた婚姻・離婚等の届出の受理証明 1件につき 1,400円、(8) 届出その他の書類の閲覧 1件につき 350円、(9) 戸籍の附票の写しの交付 1件につき150円」に改める、

というものでございまして、改正後の表のうち(1)番につきましては改正前の(5)、次の(2)につきましては改正前の(6)、3番目の(3)につきましては改正前の(2)、改正後の(4)につきましては改正前の(3)、改正後の(5)につきましては改正前の(4)、改正後の(6)につきましては改正前の(7)、改正後の(7)につきましては改正前の(8)、改正後の(8)につきましては改正前の(9)ということで、改正後の(9)戸籍の附票の写しの交付につきましては、新に区分を明記したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する、というものでございます。

以上で、議案第45号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 認識不足なんです、肝炎ウイルスに関するものについて、当分の間という言葉の意味をちょっと説明して下さい。

○議長(平川昌昭君) 住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君) 前段趣旨説明でも申し上げましたが、国としての補助措置は5年間ということになってます。かつ一定年齢に達したもののというのが、国の補助の基本となっておりますが、この肝炎ウイルスにつきましては特にB型、C型の部分では、感染症としての潜在の患者が500万人程度いるのではないかというふうに言われております。

それともう一つは、この中で昭和61年から妊婦に関しましては妊婦検診で肝炎のウイルスを検査しております。それと出生した出生児に対しても検査を行っております。

ですから肝炎の検査をするということで、それ以外の方々をするということと、基本的には一回の検査でウイルスを持っているかないかということを検査するということが主な目的でございますので、当分の間というのは、今後国としてもこの今年度の予算をみますと肝炎のウイルスに対しての治療、それから予防のための検査体制を強化してきております。

そういう意味では、一回検査すれば済むということで、町としては町民の残っている対象外の方々に対して肝炎ウイルスの検査をしてですね、ウイルスを持っているかないかということをしちっと知らせるということが特に大事だということで、当分の間ということと、それからある意味では、国に対して肝炎ウイルス全員の検査ができるように今後とも働きかけはしていきたいということで、当分の間という表現にさせていただきましたのでご理解をいただきたいと思っております。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 年齢に達した場合に本人に対しての通知というのはこの間行くのですか。たとえば婦人科の場合であればクーポン券が配付になってということがありますので、そのことまず一点伺っておきたいと思いますし、それから4月1日から適用という条例なんですけど、5月31日に臨時会が開かれておりましたので、その時に議案として提出されてもよかったのかなあというふうに率直に感じたものですから伺っておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 昨年でしたか特に今回のがんの検診につきましては、クーポン券を事前にですね、受診者に対してクーポン券を送るということと、検査結果が分かって引き続きがんについては継続して検診を受けられるということで、手帳の交付を行うということが補助の対象になっております。そういう面ではがん検診につきましては、継続して受診していただけるような方策というのはとられているというふうに考えております。

それから4月1日に遡ってということで、今回条例それと関連する補正予算も提案させていただきましたが、確かに5月31日に臨時会はございました。ただ緊急ということからすると5月31日の臨時会に提案するというのも可能といえば可能ですけども、予算措置等々含めて準備のことも、それから4月1日すでに総合住民検診でお金を払った方がいます。これらの方に対して、どのような方法でお返しをするのかということも含めて協議を財政当局とした結果、今回の提案になったということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 戸籍、住民基本台帳等に関するものの中で7番目の上質紙を用いた婚姻・離婚等の届出の受理証明というのがこの中では非常に突出して高いんですが、1,400円ですけども、婚姻ということと離婚ということ、同じ上質紙を用いるのか、また、どういう紙を使っているのかを聞きたいと思います、見たことないので。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 別表の改正後の(7)の上質紙を用いた婚姻・離婚等の届出の受理証明ということですが、一番現物があればご説明するのは非常にいいかと思いますが、簡単に言いますと賞状あります、感謝状ですとか表彰するための賞状があります。あれを想像していただけるとよろしいかと思います。それに婚姻証明書ですとか離婚証明書ということで、それぞれ関係者の住所、名前、生年月日を記載をするということでの上質紙ということですのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 今まで過去に離婚についても上質紙を希望する人はいるんでし

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ようか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 私が住民課にきてからは離婚の部分はないというふうに記憶しております。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 前段の部分については理解するんですけども、別表のほうですけども基本的には電算化によるほとんど文言の整理でいいのかなという気はするんですけども、電算化については今年の9月からたしか始まっていると思うんですけども、その時点でこういう整理はできるはずではなかったのかと思うんですけど、なぜこの月までになってしまったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 昨年9月から稼動したのは、現在戸籍の部分の戸籍の部分が電算化処理をされました。それから除籍されたものについては、それ以後フィルムに撮ってそれを電子データとしてやっております、それが3月末で完成してきております。そういうことで今回4月1日に遡って整理をさせていただいたということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） せっかくの機会なんでちょっと聞きたいんですけども、先日私鉄砲の講習の段階で身分証明書を出せと言われたんで自分の身分証明書を出そうとしたら、いやそれは町から貰ってくれと、こういうことなんで初めて聞かされたんでまあ町のほうに来たら身分証明書を発行されたということなんですけれども、これについて私初めて貰った経緯なんでただ中味についてよく覚えていないんですけども、町民であれば誰でも身分証明書っていうのは貰えるのかどうなのか、どういう時に使うのかちょっとお聞きかせ願いたいと思います。そしてこの中のどこに該当するのかっていうことも今いち分からないんで。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） それぞれ身分の証明ということになりますと、いま後藤議員のご質問ではいわゆる銃刀法なのか狩猟法に基づくものなのかちょっと分かりませんが、基本的には、それぞれの法律に基づいて例えば現住所地在りかどうなのかということ、本籍の戸籍がどうなのかということの証明は、それぞれ戸籍であれば戸籍の所在町村、住民票の記載事項の証明であれば住民登録している市町村の役場で証明書が発行されるということになるかと思っております。証明書の発行でありますと、戸籍の場合ですと今回の場合改正後の表でいきますと戸籍の証明ということになりますと(4)の戸籍に記載した事項に関する証明ということになりますでしょうし、住民票に関するものでございますとこれの10番目

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

になりますけども住民票に全ての事項が入っておりますので（10）の住民票写しの交付ということでの交付となるというふうに理解をしております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） ということは狩猟法と銃刀法あるわけですけども、銃の更新、取得するという段階で言ったらすんなり出てきたんで、これは銃をもっている人だけは貰える、他のひとは何かを使うという何かあるんですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 銃ばかりでなくてたとえば国家資格を取得する場合等は、戸籍の抄本、現在は一部事項証明ということになっていますが、謄本なり抄本の証明を添付して申請するという事は、それぞれ国家資格なり法律に基づいた資格の申請のときに必要だというふうには私ども押さえております。

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第45号は、原案可決されました。

### ◎議案第46号・議案47号・議案第48号

○議長（平川昌昭君） 日程第10、議案第46号・議案第47号・議案第48号を一括議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第46号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成23年度一般会計補正予算（第2号）でございまして、東日本大震災支援関係、今日的経済環境を考慮した国保特別会計への支援、教育環境の向上などに資するため、歳入歳出それぞれ6,162万5,000円を追加し、総額を104億1,268万9,000円にしたいというものでございます。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

歳出の主なものを申し上げますと、標津線代替輸送連絡協議会負担金として544万3,000円、災害対応備蓄品の購入で178万2,000円、給食配送車購入費として401万2,000円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計へ5,000万円を追加したところであります。

一方、歳入につきましては、地方交付税の増額及び基金からの繰り入れ、前年度繰越金などを充当し、収支のバランスをはかったところであります。

また、債務負担行為で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

平成23年度標茶町一般会計補正予算（第2号）

平成23年度標茶町一般会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,162万5,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億1,268万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

10ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正は、ただいまの説明と重複しますので省略をさせていただきます。

4ページにお戻り下さい。

第2表 債務負担行為補正でございます。

新たに2件を追加するもので、農業経営基盤強化資金（平成22年度下期）で、期間は平成24年度から平成28年度、限度額は融資額2億199万円に対する利子補給212万8,000円であります。

次に畜産経営維持緊急支援資金で、期間は平成24年度から平成47年度、限度額は融資額6億9,511万6,000円に対する利子補給1,495万5,000円であります。

13ページをお開き下さい。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

債務負担行為の限度額は、農業経営基盤強化資金（平成22年度下期）の融資額2億199万円に対する利子補給212万8,000円と畜産経営維持緊急支援資金の融資額6億9,511万6,000円に対する利子補給1,495万5,000円を追加し、合計で47億5,339万9,000円とするも

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

ので、当該年度以降の支出予定額は、2件あわせて1,708万3,000円を追加し6億5,614万5,000円となりまして、債務負担行為としての当該年度の支出額は変わりません。財源内訳合計で申し上げますが、国道支出金1億404万7,000円、その他4億3,597万7,000円、一般財源で1億1,612万1,000円であります。

以上で、議案第46号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第47号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、平成23年度国民健康保険税の基礎課税額を把握したことから本年度分一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、保険税の引き上げが必要となる結果となりましたが、担税負担環境総合的に検討した結果、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため本町独自の政策的施策として税率を据置き、不足額は一般会計からの繰入れとすることといたしました。

歳入歳出の補正の内訳は、歳入では国民健康保険税の減額と一般会計からの繰入れ、歳出では国保総合システムネットワーク負担金の追加と後期高齢者支援金の減額であります。

なお、本案につきましては、6月8日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

それでは予算書に従いまして、説明をさせていただきます。

1ページをお開き願います。

平成23年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成23年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ375万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,388万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第47号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号の提案趣旨並びに内容について説明いたします。

本案は、平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、居宅介護支援

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

事業所職員の産休に伴う臨時職員の賃金の追加でございます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

平成23年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,243万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

8 ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページへお戻り願います。

2 ページ、3 ページの「第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第46号・議案第47号・議案第48号は、直ちに、議長を除く13名で構成する「議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第46号・議案第47号・議案第48号は、議長を除く13名で構成する「議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午後 3 時 51 分

◎議員提案第2号

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議員提案第2号を議題といたします。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

本案について提案趣旨の説明を求めます。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君）（登壇） 議員提案第2号、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、その提案趣旨並びに内容をご説明申し上げます。

議会広報「標茶議会だより」は平成4年5月に創刊して以来、発行号数81号を数え、議会の情報公開に大きな役割を果たしてきました。本町議会は平成12年6月には議会単独で情報公開条例を制定し、開かれた議会を目指しております。

また、役場でしか閲覧出来なかった会議録を図書館や公民館に配置しているところがあります。

議会が町民に理解される支持される活動を展開するためには、議会情報の公開を積極的にとり進めて、透明化性を図ることがますます重要かと考えております。その中心となる議会広報を発行するために、標茶町議会広報調査特別委員会の設置を全議員の総意として提案をいたします。

以下、内容についてご説明をいたします。

議員提案第2号。標茶町議会広報調査特別委員会の設置について。

本議会は、地方自治法第110条及び標茶町委員会条例第5条の規定により、議会広報発行に関する事項調査のため「標茶町議会広報調査特別委員会」を設置する。

1. 設置の期間 本案議決の日から調査終了の日まで。

2. 構成及び調査の方法 7名をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上で、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

よって、議員提案第2号は、原案可決されました。

### ◎議会広報調査特別委員会委員の選任

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま設置されました標茶町議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番・松下君、2番・長尾君、3番・菊地君、7番・後藤君、10番・田中君、12番・深見君、13番・川村君の、以上7名を指名したいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名を標茶町議会広報調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本調査特別委員会は、調査が終了するまで閉会中の継続調査といたしたいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、調査が終了するまで閉会中の継続調査と決定いたしました。

### ◎意見書案第6号

○議長（平川昌昭君） 日程第12、意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40条の規定により、質疑を省略したいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

### ◎意見書案第7号

○議長(平川昌昭君) 日程第13、意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40条の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案可決されました。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

### ◎意見書案第8号

○議長（平川昌昭君） 日程第14、意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40条の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第8号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）（何か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、意見書案第8号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

### ◎意見書案第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第15、意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40条の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号を採決いたします。

意見書案第9号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、北海道及び関係行政長へ提出いたします。

### ◎意見書案第10号

○議長(平川昌昭君) 日程第16、意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40条の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案第10号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。

意見書案第10号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)(何か言う声あり)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、意見書案第10号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

### ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第17、閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

### ◎議員派遣について

○議長(平川昌昭君) 日程第18、議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成23年7月5日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにしたいと思っております。

また、平成23年7月11日、同じく北海道町村議会議長会主催による新任議員研修会が釧路市で開催されます。この研修会に新任議員を派遣したいと思っております。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

### ◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) ただいま、議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号・議案第47号・議案第48号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

### ◎議案第46号・議案第47号・議案第48号

○議長(平川昌昭君) 議案第46号・議案第47号・議案第48号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第46号・議案第47号・議案第48号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

## 平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号・議案第47号・議案第48号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

### ◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

### ◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成23年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

(午後 4時08分閉会)

平成23年標茶町議会第2回定例会会議録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      平 川 昌 昭

署名議員番4番                      本 多 耕 平

署名議員番5番                      林                      博

署名議員番6番                      黒 沼 俊 幸